

第3期 常滑市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度 → 令和11年度

生まれてよかったです、育ててよかったです、
健やかな子育てができるまち とこなめ



令和7年3月
常滑市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 常滑市の状況	5
2 アンケートからみる常滑市の状況	17
3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	36
第3章 計画の基本理念	40
1 基本理念	40
2 基本的な視点	41
第4章 量の見込みと確保方策	42
1 教育・保育提供区域の設定	42
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	46
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	57
4 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保	79
5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	79
第5章 子ども・子育て支援施策	80
1 産後の休業及び育児休業後における保育園等の円滑な利用の確保	80
2 子ども・子育てに関する支援	81
3 仕事と子育ての両立支援	87
第6章 計画の推進体制	89
1 計画の推進に向けて	89
2 計画の進捗・評価	89
資料編	90
1 常滑市子ども・子育て会議設置要綱	90
2 常滑市子ども・子育て会議委員名簿	92

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

日本のかどもたちを取り巻く環境や国・社会は大きく変化しています。平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されて9年が経ちますが、家庭問題や地域社会の結びつきの希薄化、子育て家庭の孤立、ニートなどの就業に関する問題は未だ解決すべき課題として残っています。また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブルや情報過多といった新たな問題、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、そして、格差拡大などの問題も顕在化しています。

現在、こうした課題に対処するため、持続可能な開発目標（SDGs）の推進や、多様性と包摂性のある社会の形成、デジタルトランスフォーメーション（DX）など、多岐にわたる取り組みが行われ、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

また、こども貧困対策においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同法第8条の規定に基づき、同年8月には子どもの貧困対策に必要な環境整備と教育の機会均等を図ることの子どもの貧困対策を総合的に推進する「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。さらに、こども・若者を取り巻く環境の悪化や、社会生活を円滑に営む上での困難さを有することの子どもの問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者育成支援施策の総合的推進を図ることを目的に、平成22年4月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年2月には新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

加えて、近年の重要な展開としては、令和5年4月に施行されたこども基本法が挙げられます。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月には、こどもと子どものある家庭に対する総合的な支援、子どもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しています。そして、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されています。

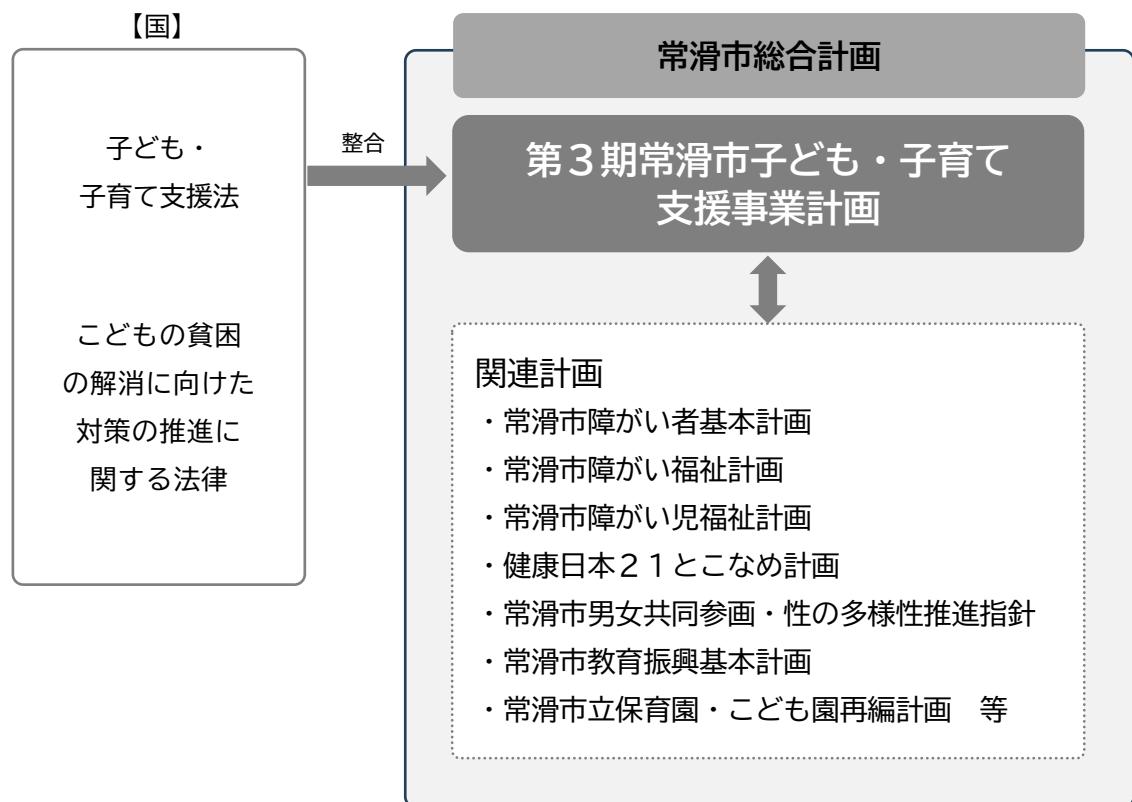
常滑市（以下、本市と言う。）においては、これまで平成27年3月に『常滑市子ども・子育て支援事業計画』、令和2年3月に『第2期常滑市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子育て支援を総合的に進めてきました。

令和4年3月に策定した第6次常滑市総合計画では、令和10年度の常滑市が目指すまちの姿を「とことん住みたい 世界とつながる 魅力創造都市」と定め、7つの基本目標のうち、子ども・子育て分野の「子どもが健やかに育ち、輝けるまち」において、安心してこどもを育てることができる環境づくりを進めるとともに、次世代を担うこどもたちの健やかな成長を保障し、こどもたちが輝けるまちを目指しています。また、教育・文化分野の「創造性や豊かな心を育むまち」では、こどもたちの「生きる力」を育むとともに、多様な学びへつながるよう、教育基盤の整備・充実を図り、次世代を担う人づくりを推進しつつ、市民の生涯学習の環境を構築し、人生100年時代を心豊かに過ごせるまちを目指しています。

この度、『第2期常滑市子ども・子育て支援事業計画』が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第3期常滑市子ども・子育て支援事業計画』（以下、本計画と言う。）を策定します。また、本計画から子どもの貧困対策推進計画を一体的に策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、本市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当します。また、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を含みます。

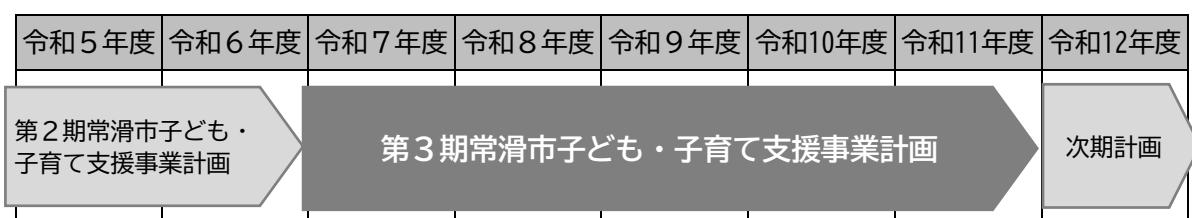


3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。年度ごとに実施状況や成果を点検・評価し、計画の最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとします。

計画期間



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育てに関するアンケート調査の実施

子育て支援施策の充実に向け、「第3期常滑市子ども・子育て支援事業計画」を策定するための基礎資料として、子育ての状況やご要望・ご意見などの把握を行いました。

① 調査対象

就学前保護者：無作為に1,000名を抽出

小学生保護者：無作為に1,000名を抽出

② 調査期間

令和6年4月16日（火）～令和6年5月13日（月）

③ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前保護者	1,000 通	539 通	53.9%
小学生保護者	1,000 通	520 通	52.0%

(2) 常滑市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「常滑市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和7年1月25日（土）～令和7年2月26日（水）に、パブリックコメントを実施し、計画案に対する幅広い意見を聴取しました。

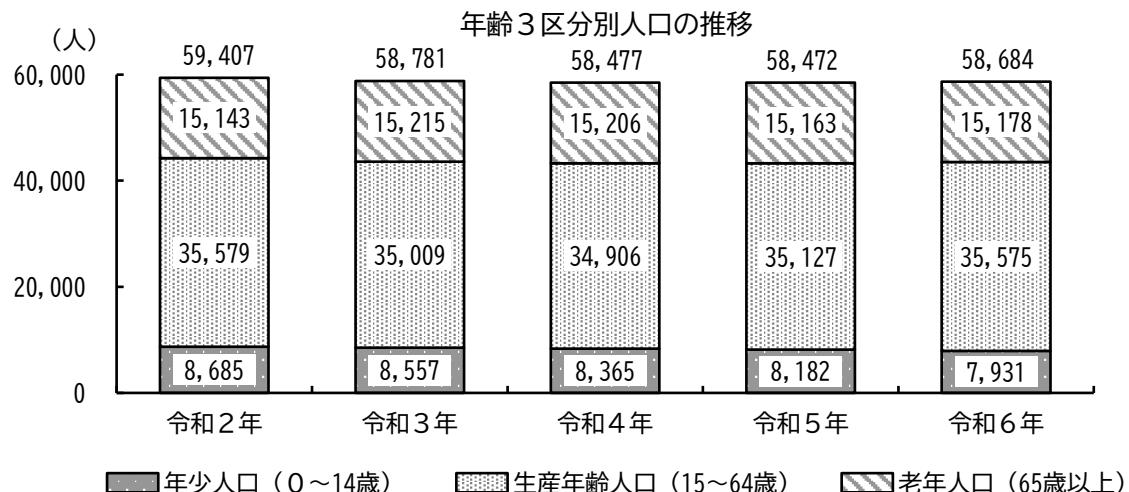
子ども・子育てを取り巻く現状

1 常滑市の状況

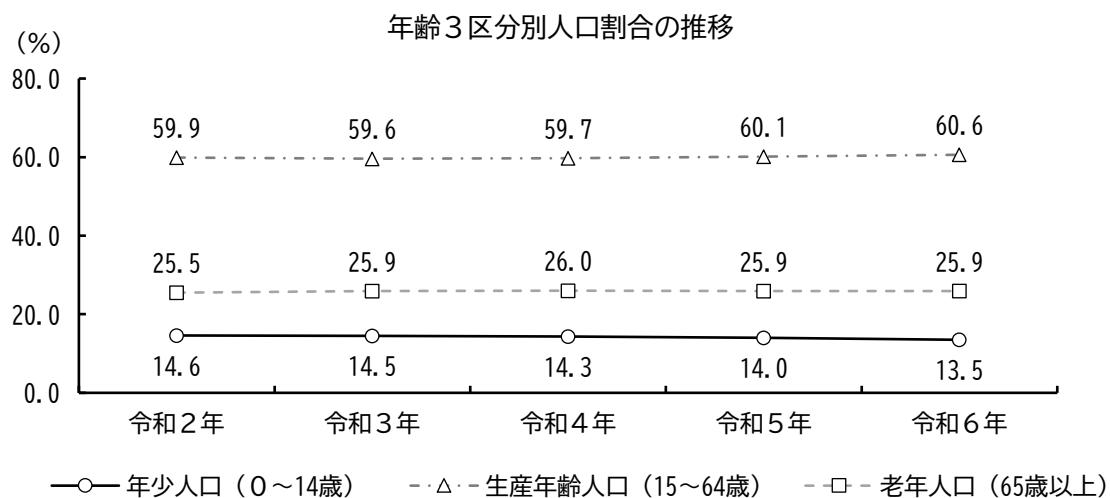
(1) 人口の状況

① 年齢3区別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年で58,684人となっています。また、年齢3区別人口割合はほぼ横ばいで推移しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

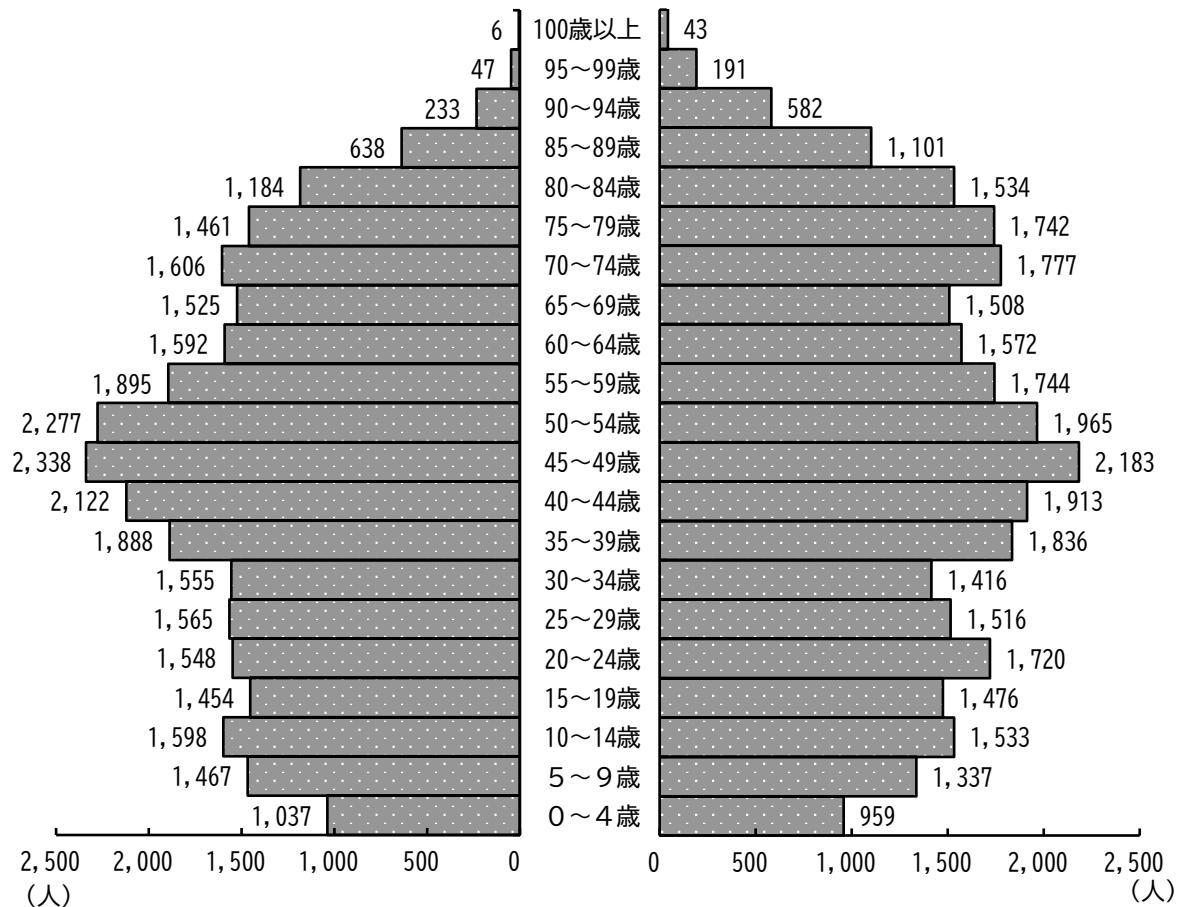


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 人口ピラミッド

人口ピラミッドをみると、45～49歳の子育て世代で人口が最も多くなっています。

【男性】

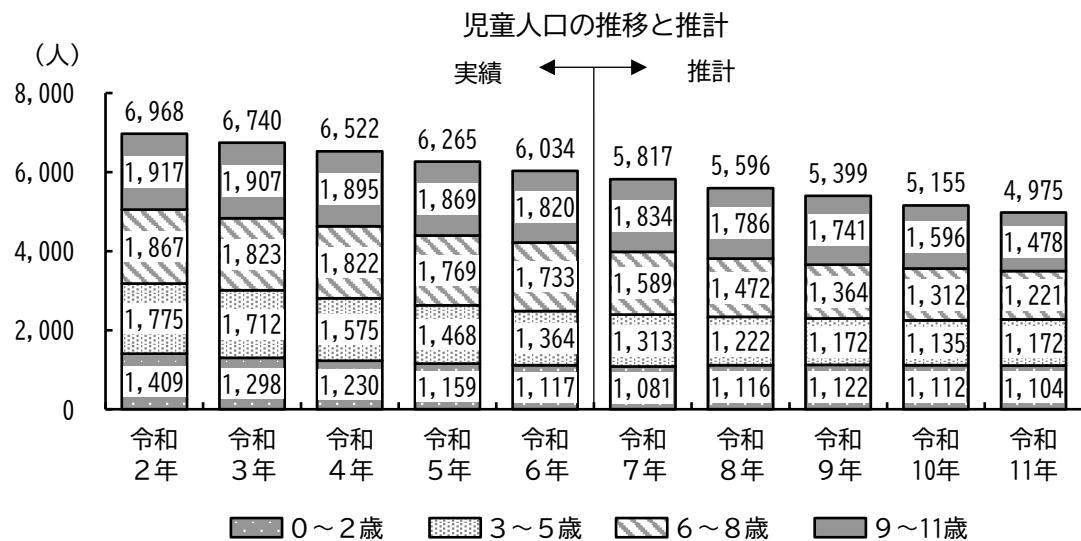


【女性】

資料：住民基本台帳（令和6年3月末現在）

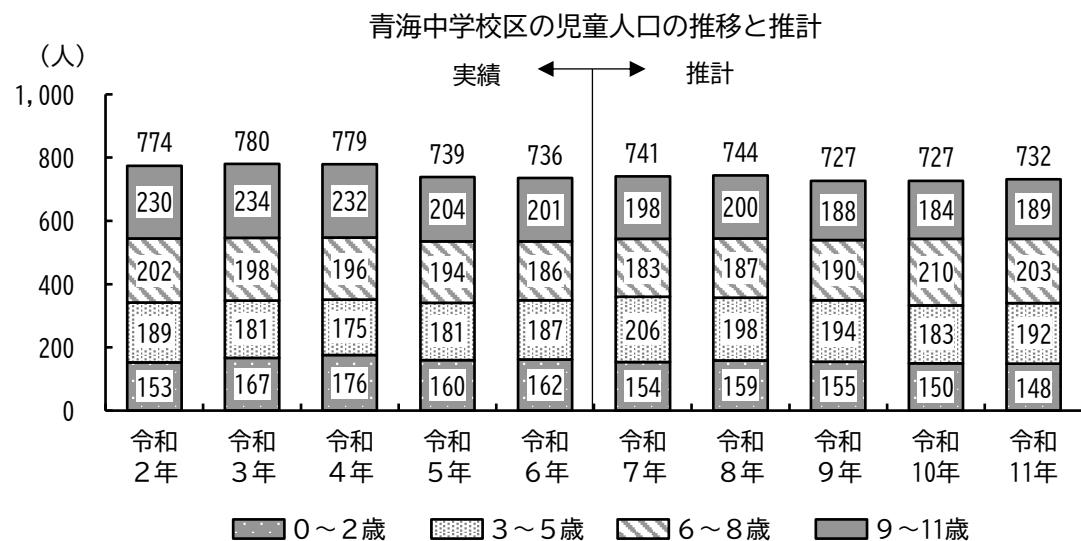
③ 児童人口の推移と推計

本市全体の児童人口の推移をみると、年々減少しており、令和7年からの推計でも減少傾向で推移していく見込みとなっています。令和11年には4,975人と予測されます。



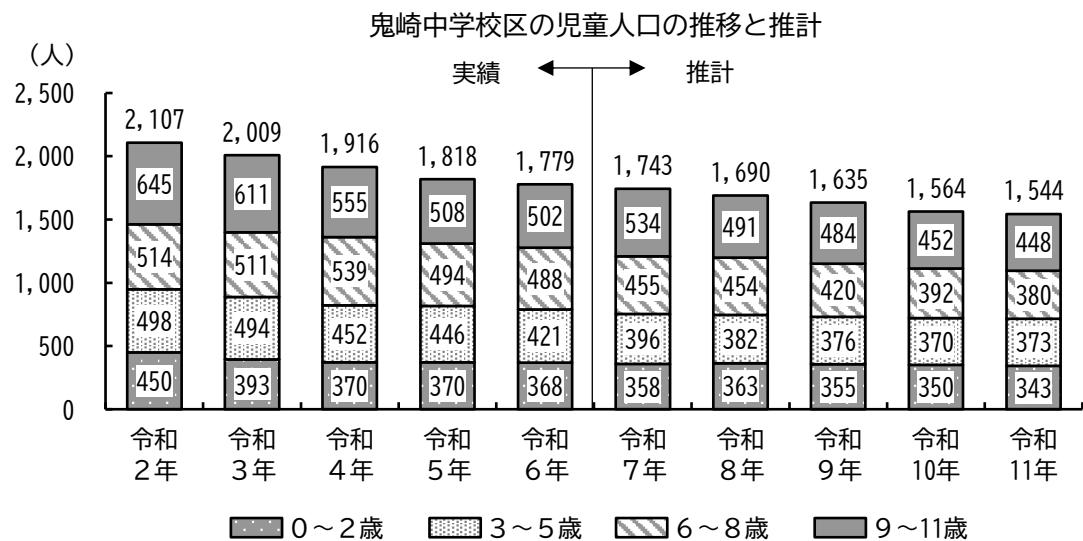
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）及び住民基本台帳に基づく推計値

青海中学校区の児童人口の推移をみると、令和3年以降減少しており、令和7年からの推計はほぼ横ばいとなっています。令和11年には732人と令和2年から令和11年の10年間で42人の減少が見込まれています。



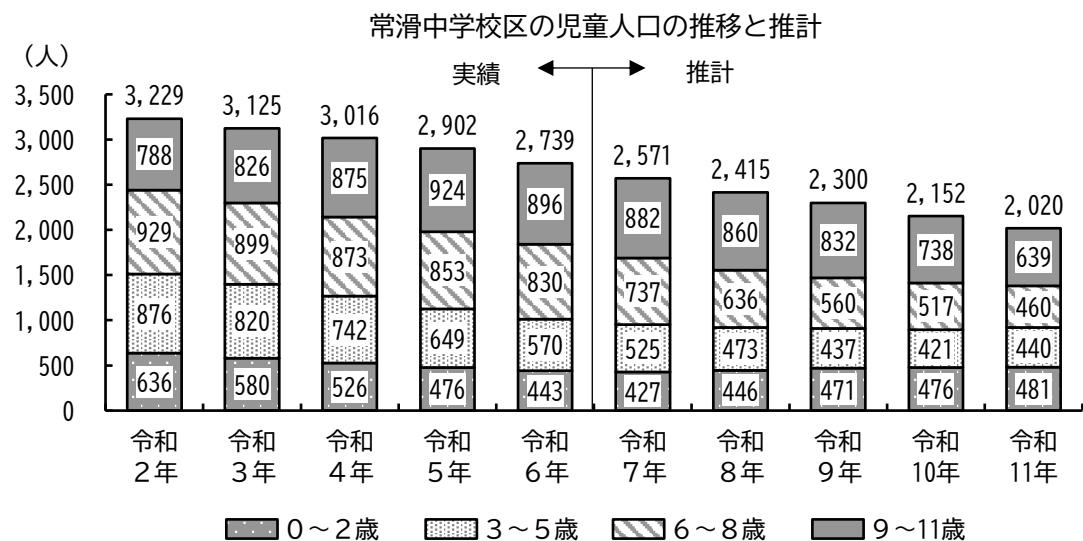
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）及び住民基本台帳に基づく推計値

鬼崎中学校区の児童人口の推移をみると、年々減少しており、令和7年からの推計でも年々減少していく見込みとなっています。令和11年には1,544人と令和2年から令和11年の10年間で563人の減少が見込まれています。



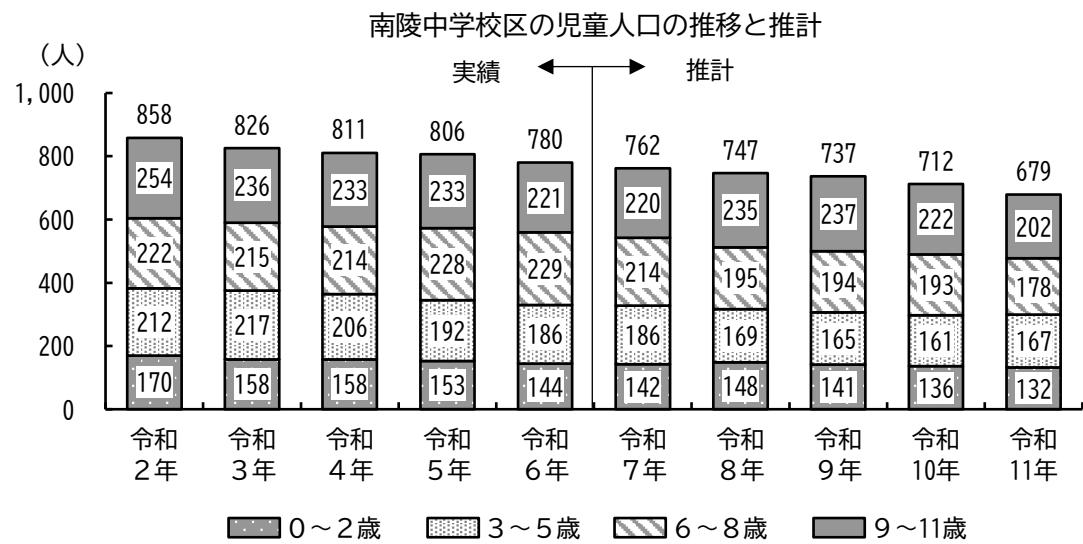
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）及び住民基本台帳に基づく推計値

常滑中学校区の児童人口の推移をみると、年々減少しており、令和7年からの推計でも減少傾向で推移していく見込みとなっています。令和11年には2,020人と令和2年から令和11年の10年間で1,209人の減少が見込まれています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）及び住民基本台帳に基づく推計値

南陵中学校区の児童人口の推移をみると、年々減少しており、令和7年からの推計でも年々減少していく見込みとなっています。令和11年には679人と令和2年から令和11年の10年間で179人の減少が見込まれています。

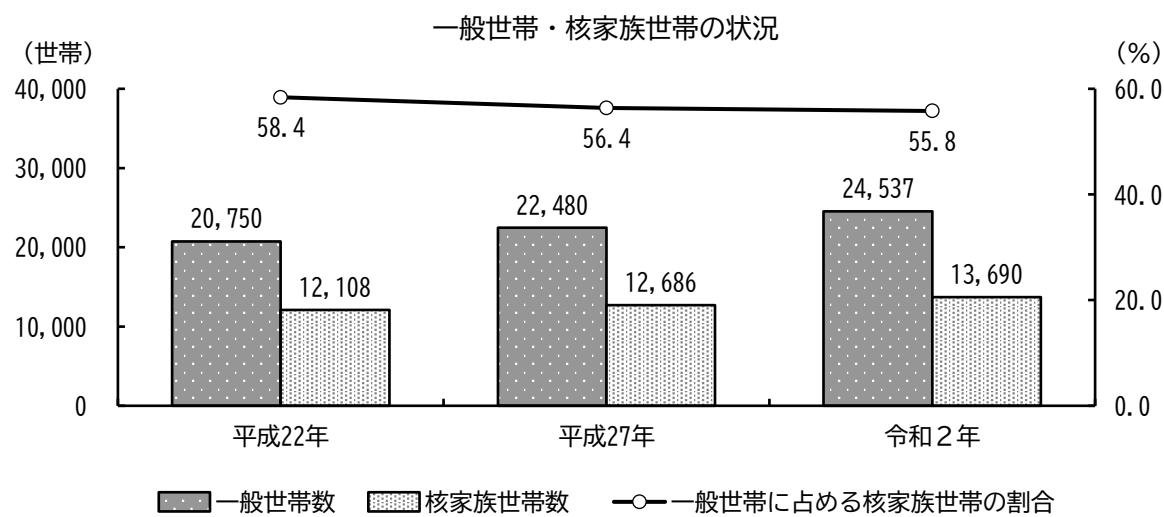


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）及び住民基本台帳に基づく推計値

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

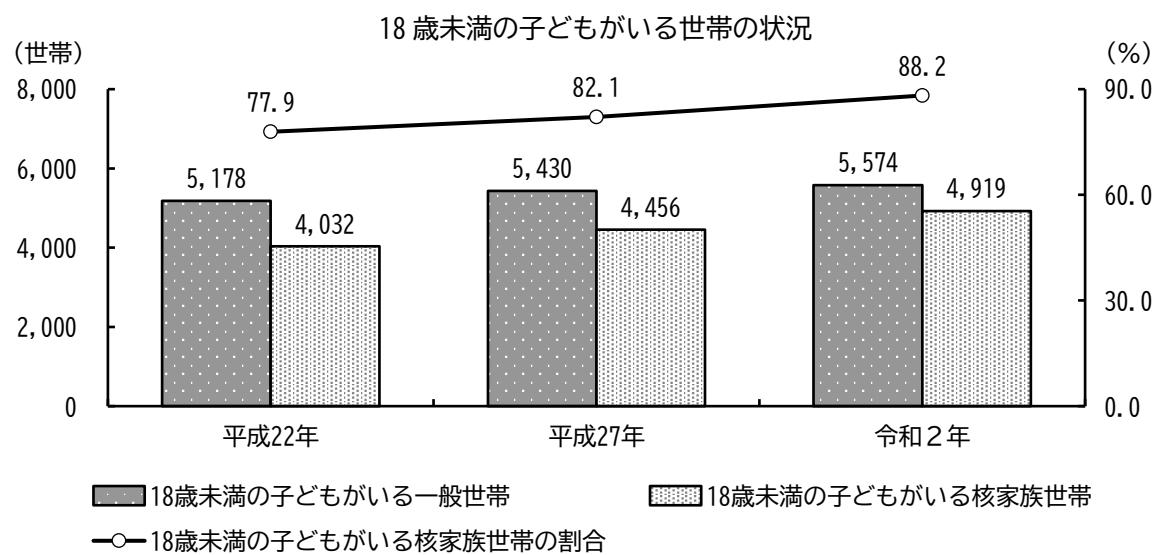
本市の核家族世帯数は年々増加しており、令和2年で13,690世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少しています。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

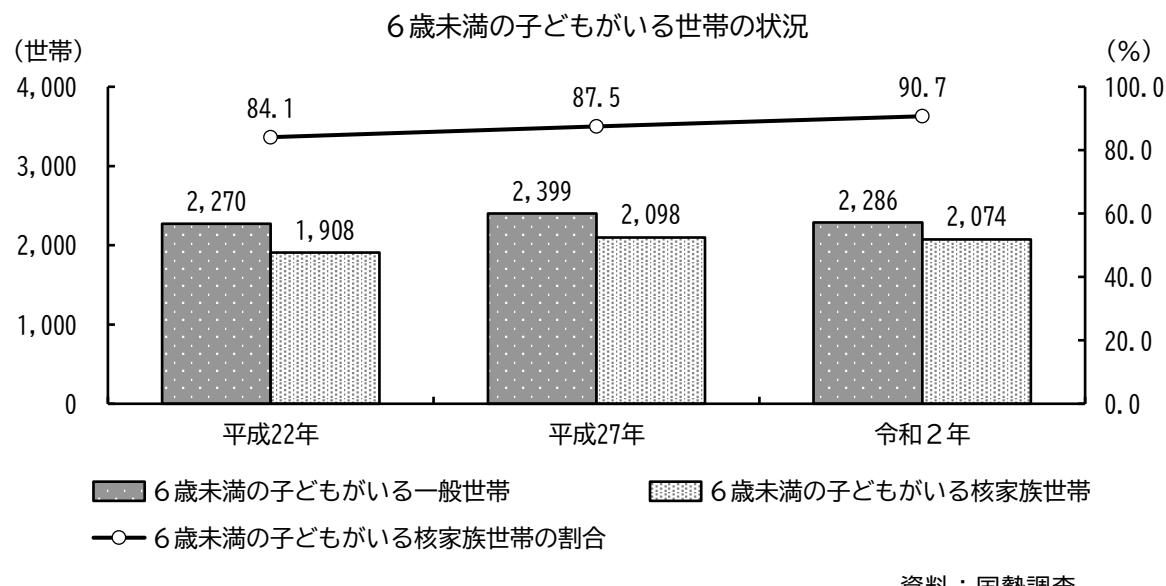
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、令和2年で5,574世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合も増加しています。



資料：国勢調査

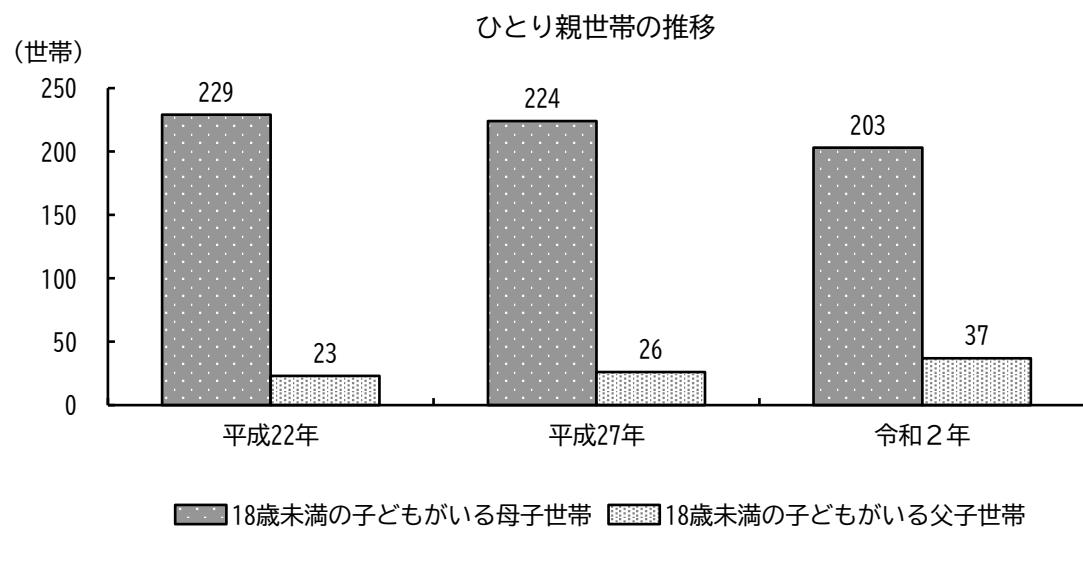
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は横ばい傾向にあり、令和2年で2,286世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は横ばい傾向、核家族世帯の割合は増加しています。



④ ひとり親世帯の推移

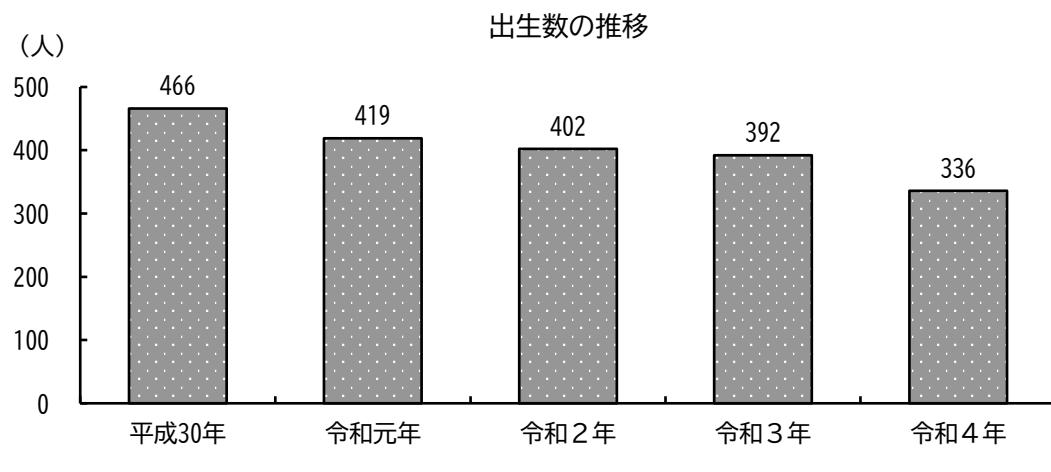
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は、令和2年で203世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は令和2年で37世帯となっています。



(3) 出生の状況

① 出生数の推移

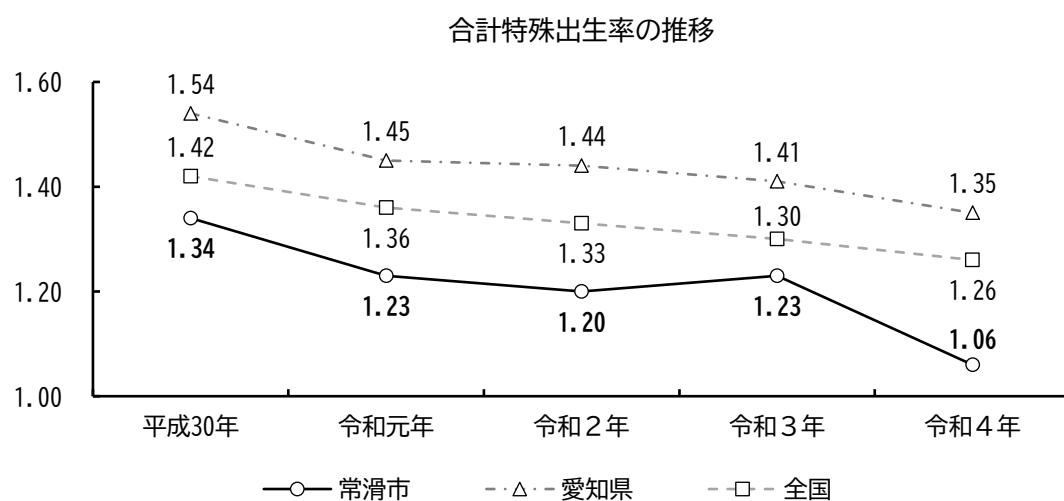
本市の出生数は減少しながら推移しており、令和4年で336人と過去5年間で130人減少しています。



資料：愛知県衛生年報

② 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は減少傾向で推移しており、令和4年で1.06となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

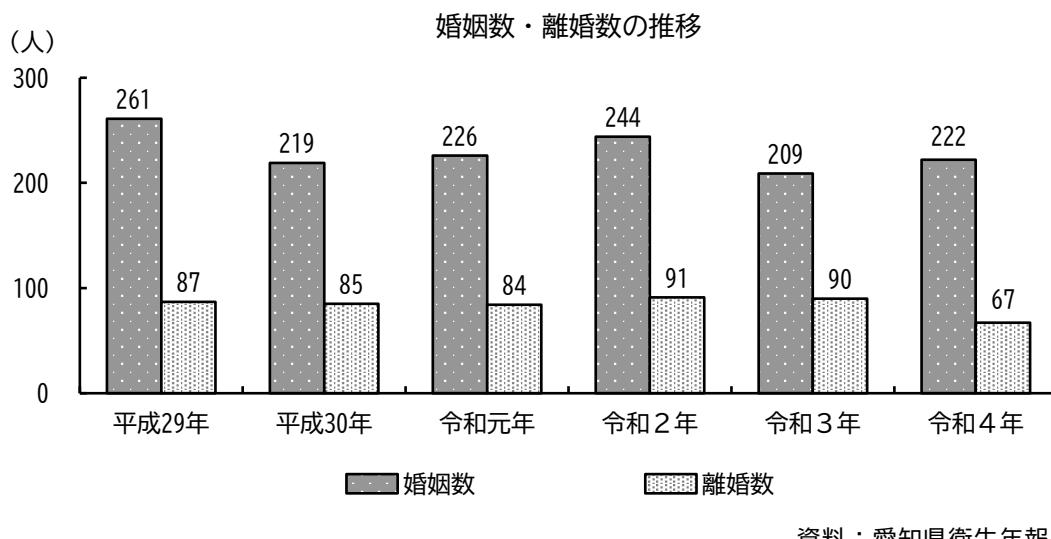


資料：人口動態統計

(4) 未婚・結婚の状況

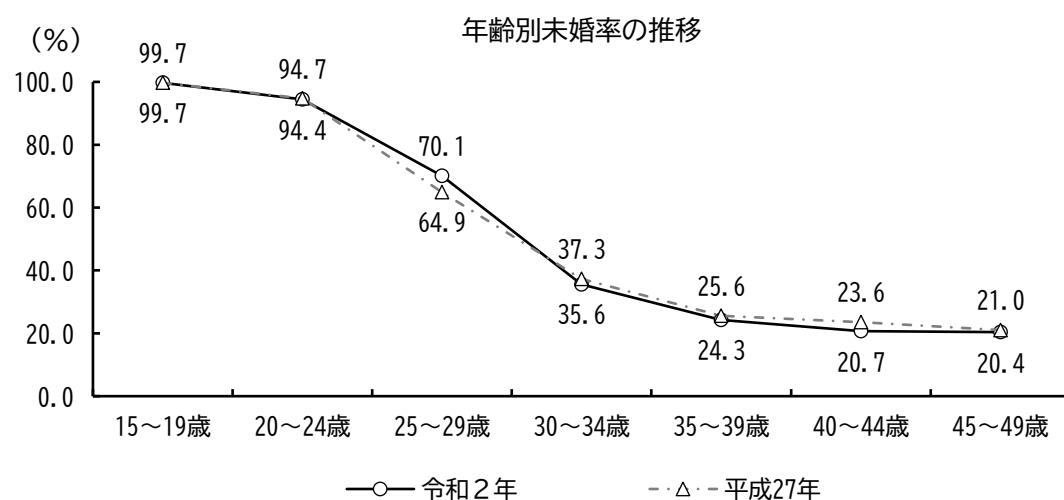
① 婚姻数・離婚数の推移

本市の婚姻数・離婚数の推移をみると、平成29年から令和4年にかけてともに増減を繰り返しており、令和4年では婚姻数は222件、離婚数は67件となっています。



② 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成27年に比べ令和2年で25～29歳の未婚率が増加しています。



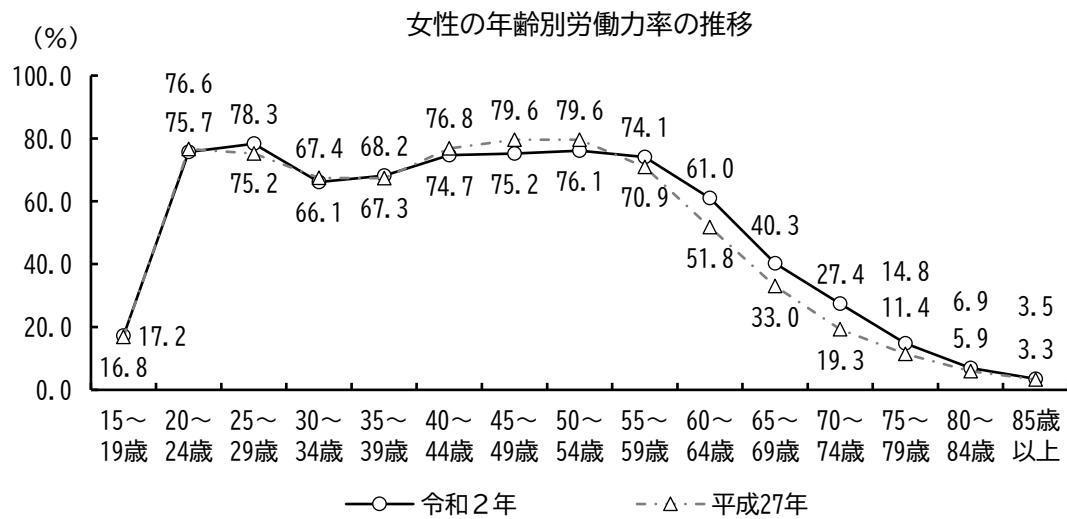
※ 総数から不詳を除く

資料：国勢調査

(5) 就業の状況

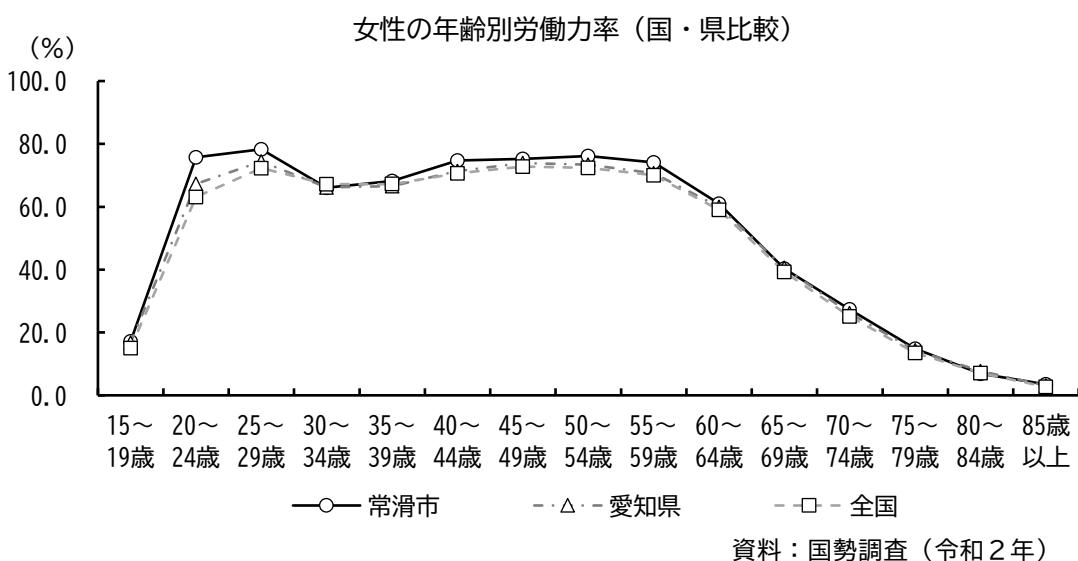
① 女性の年齢別労働力率の推移

本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。特に落ち込みの大きい30～34歳の労働力率は平成27年に比べ令和2年でわずかに減少しています。



② 女性の年齢別労働力率（国・県比較）

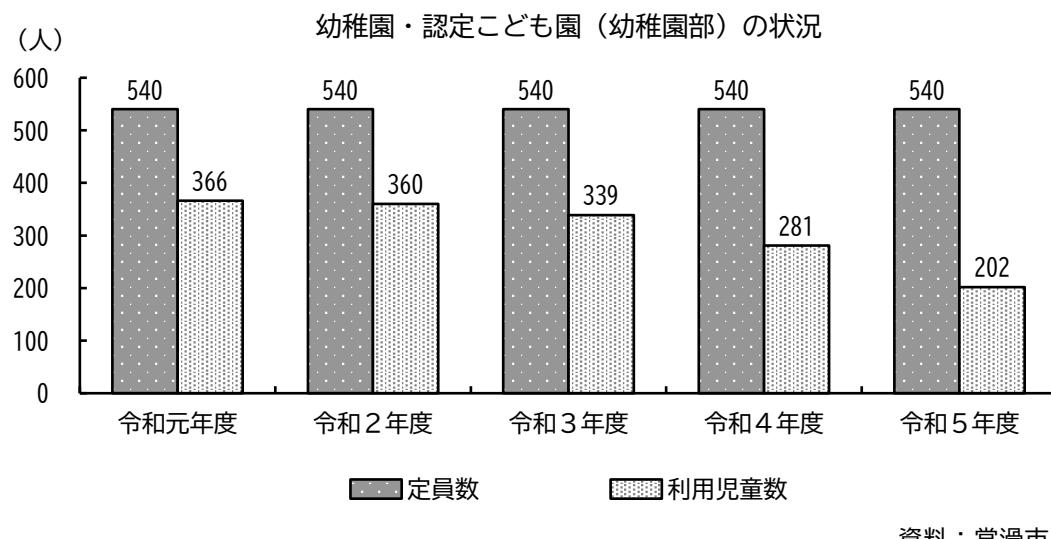
本市の令和2年の女性の年齢別労働力率を全国、県と比較すると、30～34歳を除いて60歳未満では全国、県より高くなっています。



(6) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の状況

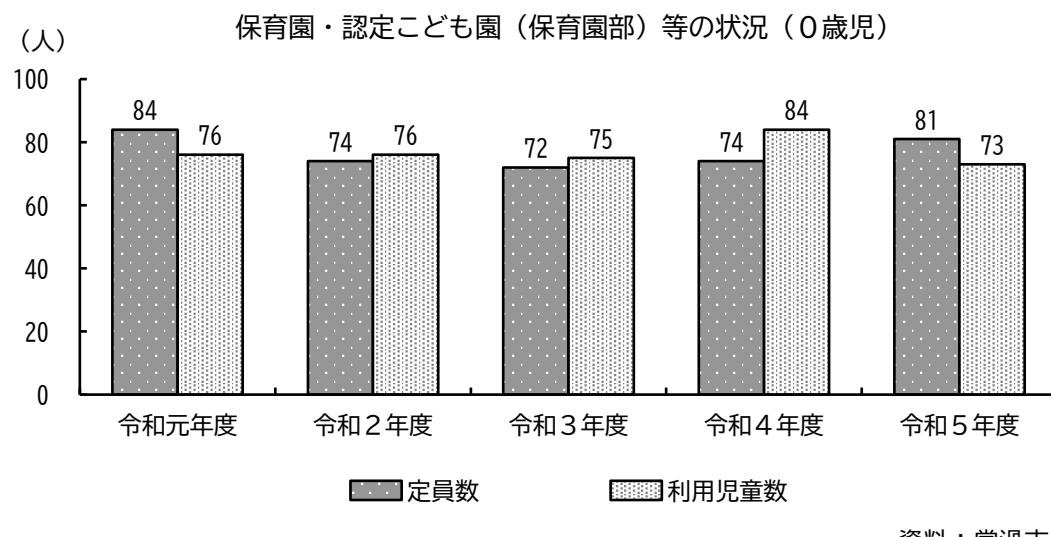
本市の幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の状況をみると、利用児童数は減少しており、令和5年度で202人となっています。



② 保育園・認定こども園（保育園部）等の状況

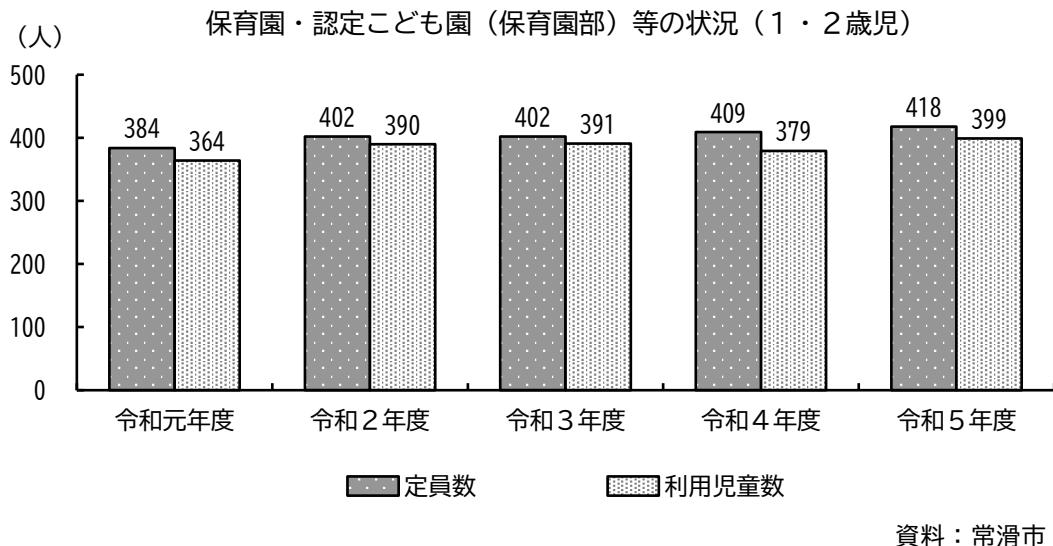
ア 0歳児

本市の保育園・認定こども園（保育園部）等の0歳児の状況をみると、利用児童数は年によってばらつきがあり、令和5年度で73人となっています。



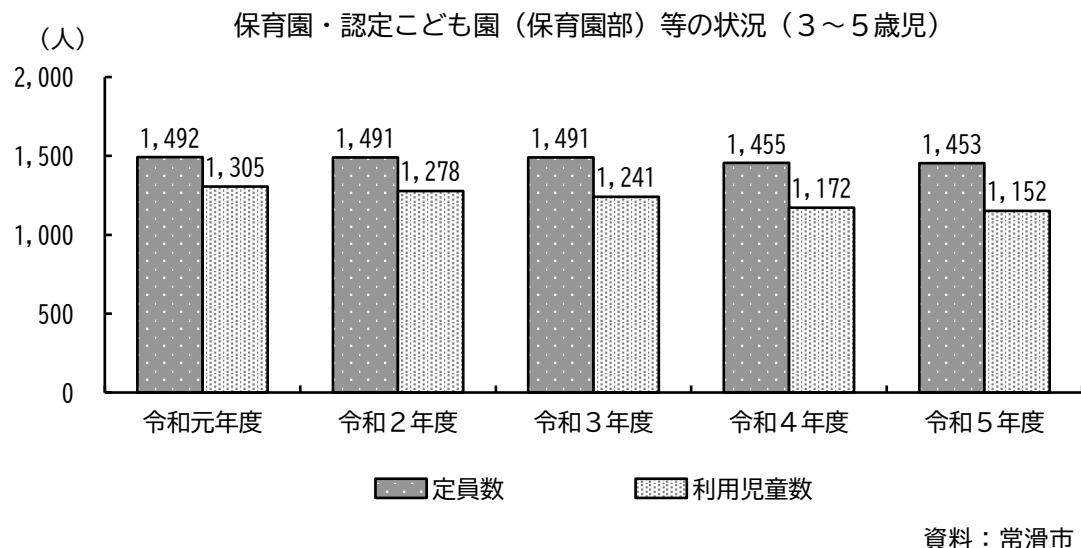
イ 1・2歳児

本市の保育園・認定こども園（保育園部）等の1・2歳児の状況をみると、利用児童数は増減を繰り返しており、令和5年度で399人となっています。



ウ 3～5歳児

本市の保育園・認定こども園（保育園部）等の3～5歳児の状況をみると、利用児童数は減少しており、令和5年度で1,152人となっています。



2 アンケートからみる常滑市の状況

(1) 子ども・子育てに関するアンケート調査概要

① 調査の目的

子育て支援施策の充実に向け、「第3期常滑市子ども・子育て支援事業計画」を策定するための基礎資料として、子育ての状況やご要望・ご意見などを把握するため、実施しました。

② 調査対象

就学前保護者：無作為に1,000名を抽出

小学生保護者：無作為に1,000名を抽出

③ 調査期間

令和6年4月16日（火）～令和6年5月13日（月）

④ 調査方法

郵送による配布・回収またはインターネット回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前保護者	1,000通	539通	53.9%
小学生保護者	1,000通	520通	52.0%

⑥ 調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しております。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

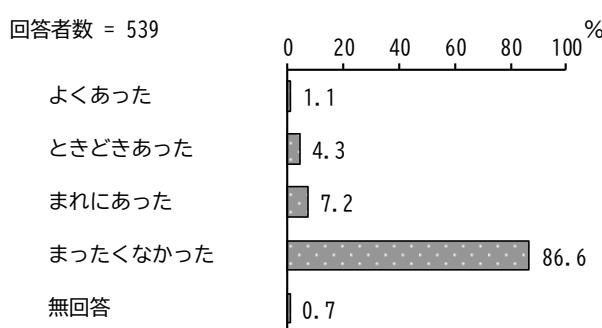
(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

① 過去1年間にお金が足りなくて家族が必要とする食料が買えないことがあったか（単数回答）

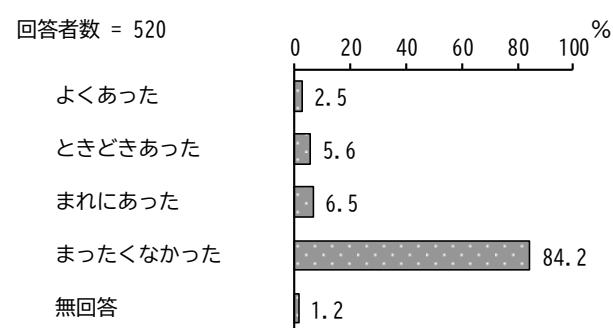
就学前保護者では、「まったくなかった」の割合が86.6%と最も高くなっています。一方、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた“あった”の割合が12.6%となっています。

小学生保護者では、「まったくなかった」の割合が84.2%と最も高くなっています。一方、“あった”の割合が14.6%となっています。

【就学前保護者】



【小学生保護者】

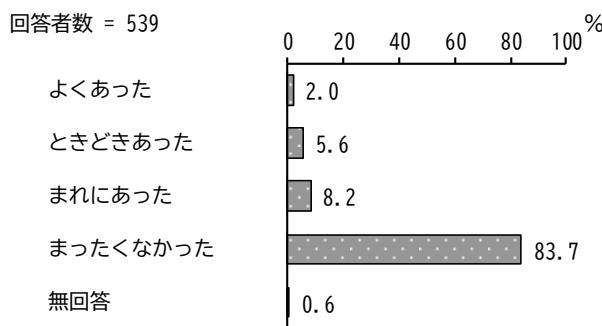


② 過去1年間にお金が足りなくて家族が必要とする衣服が買えないことがあったか（単数回答）

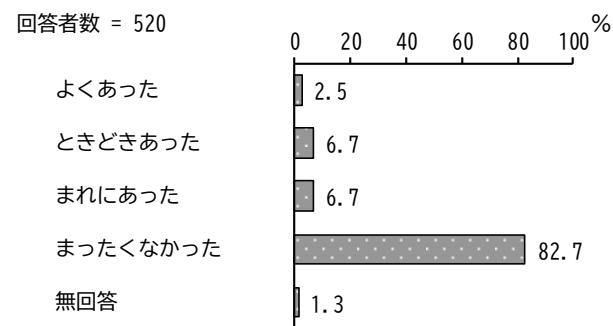
就学前保護者では、「まったくかった」の割合が83.7%と最も高くなっています。一方、“あった”の割合が15.8%となっています。

小学生保護者では、「まったくかった」の割合が82.7%と最も高くなっています。一方、“あった”の割合が15.9%となっています。

【就学前保護者】



【小学生保護者】

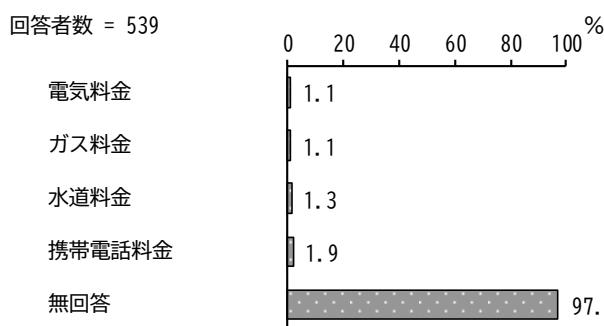


③ 過去1年間に経済的な理由で未払いになった公共料金（複数回答）

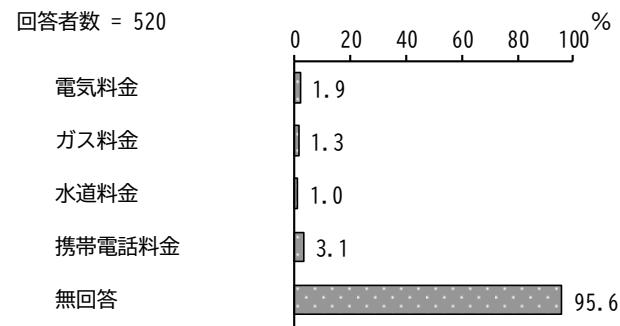
就学前保護者では、「無回答」の割合が97.2%と最も高くなっています。

小学生保護者では、「無回答」の割合が95.6%と最も高くなっています。

【就学前保護者】



【小学生保護者】

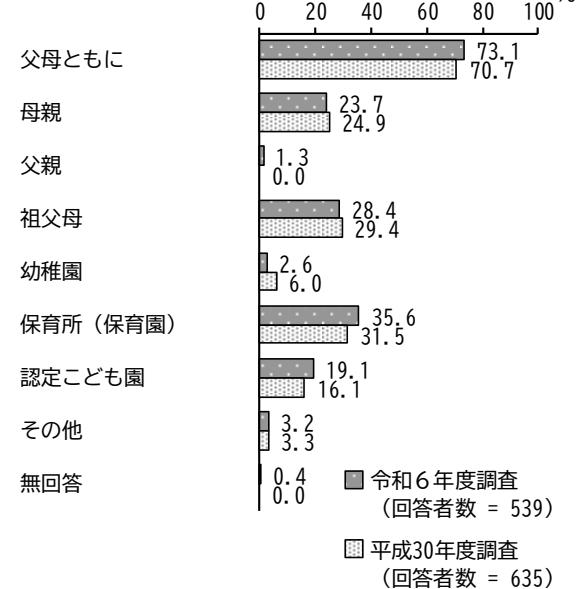


④ 日常的に関わっている人（複数回答）

「父母ともに」の割合が73.1%と最も高く、次いで「保育所（保育園）」の割合が35.6%、「祖父母」の割合が28.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前保護者】



⑤ 母親の就労状況（単数回答）

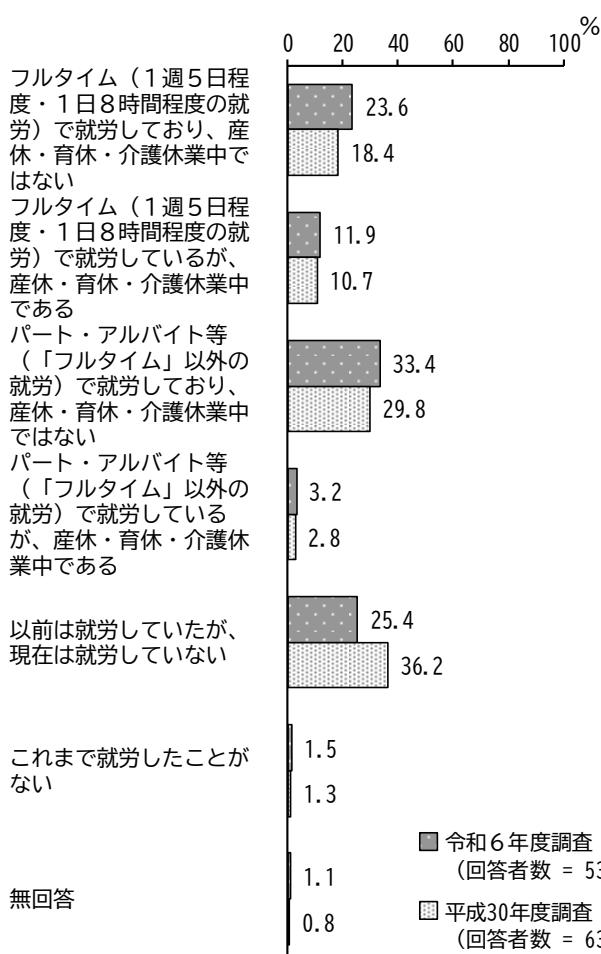
就学前保護者では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が33.4%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が25.4%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が23.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

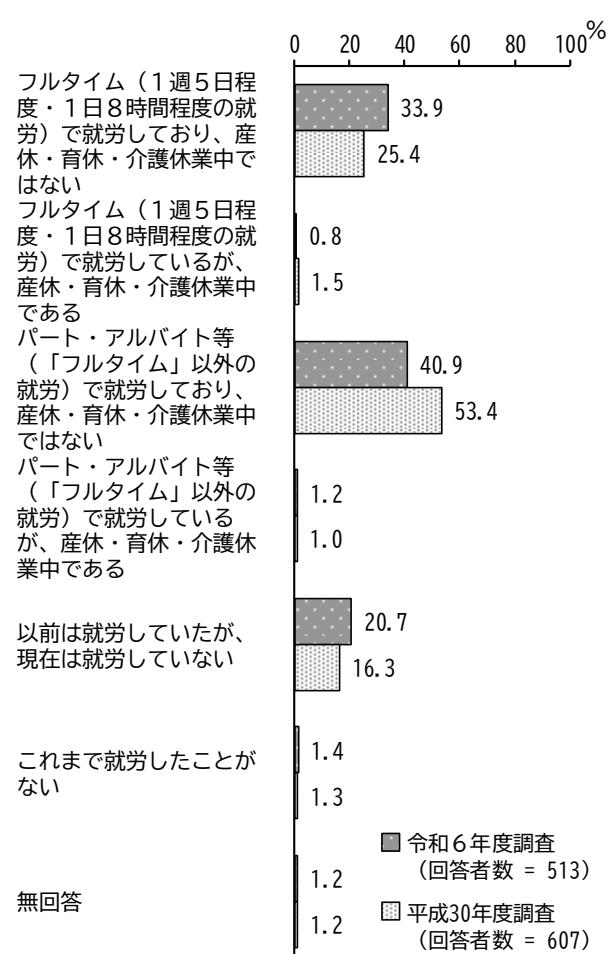
小学生保護者では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が40.9%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が33.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が20.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が減少しています。

【就学前保護者】



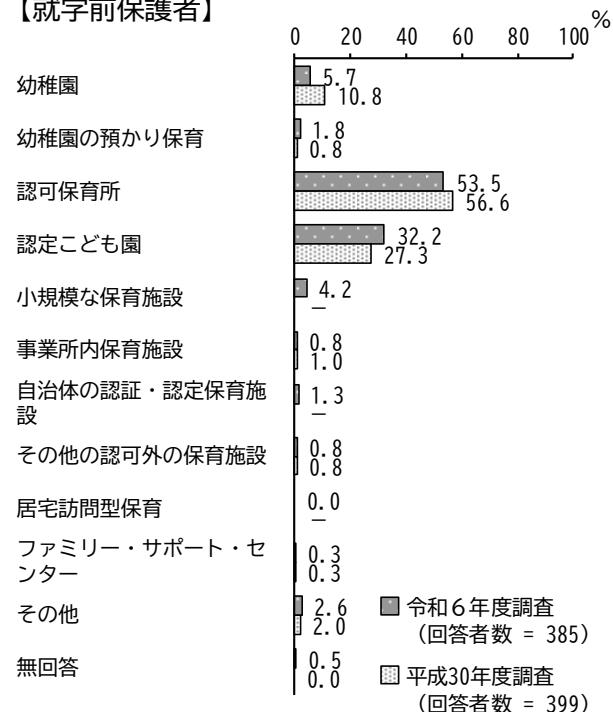
【小学生保護者】



⑥ 定期的に利用している教育・保育の事業（複数回答）

「認可保育所」の割合が 53.5%と最も高く、【就学前保護者】次いで「認定こども園」の割合が 32.2%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「幼稚園」の割合が減少しています。



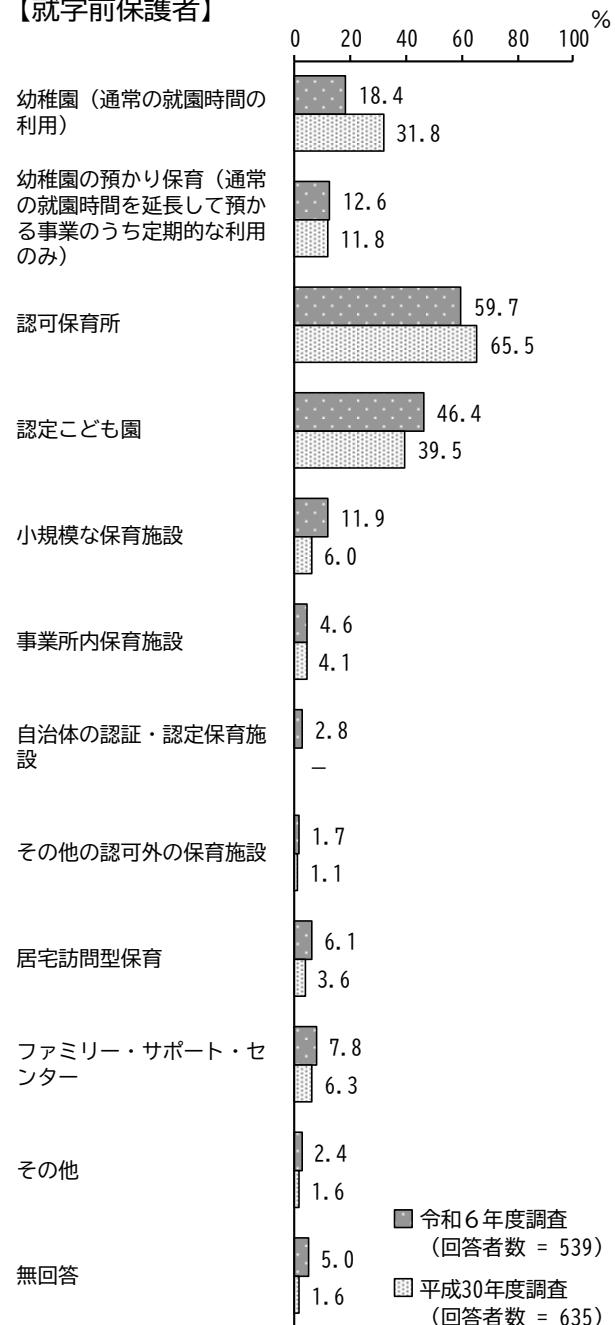
- ※ 前回調査では、「幼稚園の預かり保育」の選択肢は「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」、「認可保育所」の選択肢は「保育所」、「事業所内保育施設」の選択肢は「事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）」、「ファミリー・サポート・センター」の選択肢は「ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）」となっていました。
- ※ 前回調査では、「小規模な保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」「居宅訪問型保育」の選択肢はありませんでした。

⑦ 定期的に利用したい教育・保育の事業（複数回答）

「認可保育所」の割合が 59.7%と最も高く、【就学前保護者】

次いで「認定こども園」の割合が 46.4%、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」の割合が 18.4%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「認定こども園」「小規模な保育施設」の割合が増加しています。一方、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」「認可保育所」の割合が減少しています。



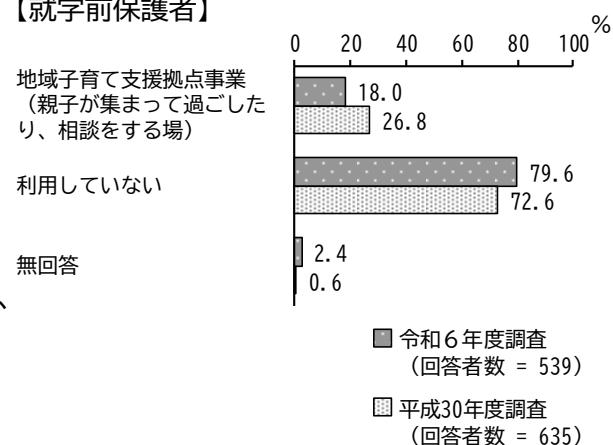
※ 前回調査では、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」の選択肢は「幼稚園」、「認可保育所」の選択肢は「保育所」、「小規模な保育施設」の選択肢は「小規模な保育施設（国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね 6～19 人のもの）」、「事業所内保育施設」の選択肢は「事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）」、「居宅訪問型保育」の選択肢は「居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）」、「ファミリー・サポート・センター」の選択肢は「ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）」となっていました。

※ 前回調査では、「自治体の認証・認定保育施設」の選択肢はありませんでした。

⑧ 地域子育て支援拠点事業の利用状況（単数回答）

「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって【就学前保護者】過ごしたり、相談をする場）」の割合が 18.0%、「利用していない」の割合が 79.6%となっています。

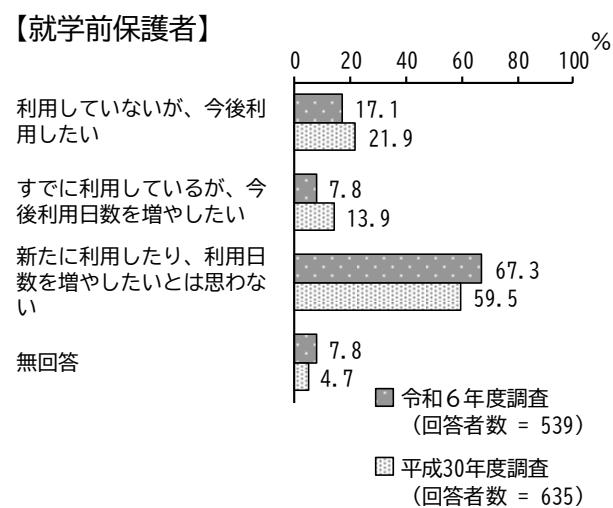
平成 30 年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。一方、「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が減少しています。



⑨ 地域子育て支援拠点事業の利用意向（単数回答）

「新たに利用したり、利用日数を増やしたい【就学前保護者】とは思わない」の割合が 67.3%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 17.1%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が増加しています。一方、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が減少しています。



⑩ 小学校低学年の放課後の時間を過ごさせたい場所（複数回答）

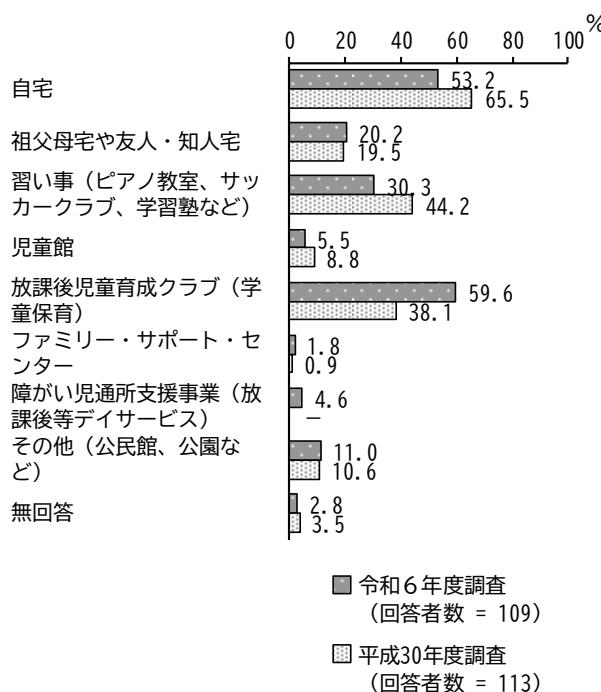
就学前保護者では、「放課後児童育成クラブ（学童保育）」の割合が59.6%と最も高く、次いで「自宅」の割合が53.2%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が30.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後児童育成クラブ（学童保育）」の割合が増加しています。一方、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

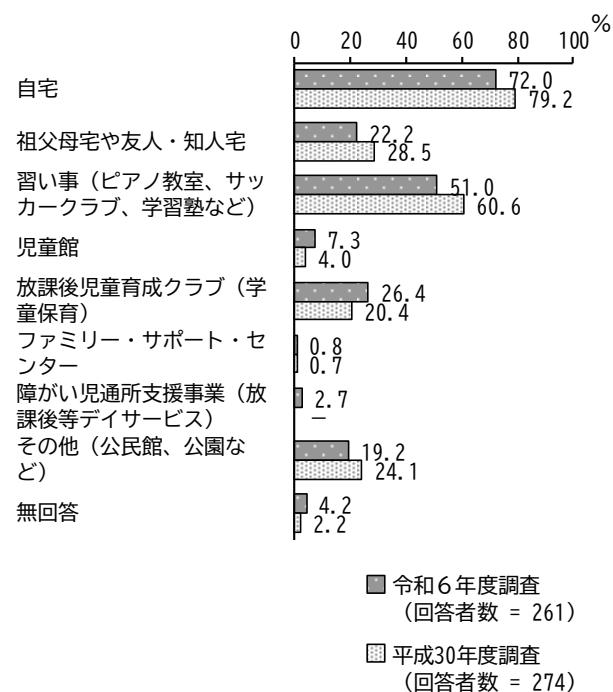
小学校低学年保護者では、「自宅」の割合が72.0%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が51.0%、「放課後児童育成クラブ（学童保育）」の割合が26.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後児童育成クラブ（学童保育）」の割合が増加しています。一方、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

【就学前保護者】



【小学校低学年保護者】



※ 前回調査では、「障がい児通所支援事業（放課後等デイサービス）」の選択肢はありませんでした。

⑪ 小学校高学年の放課後の時間を過ごさせたい場所（複数回答）

就学前保護者では、「自宅」の割合が74.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が40.4%、「放課後児童育成クラブ（学童保育）」の割合が33.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後児童育成クラブ（学童保育）」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

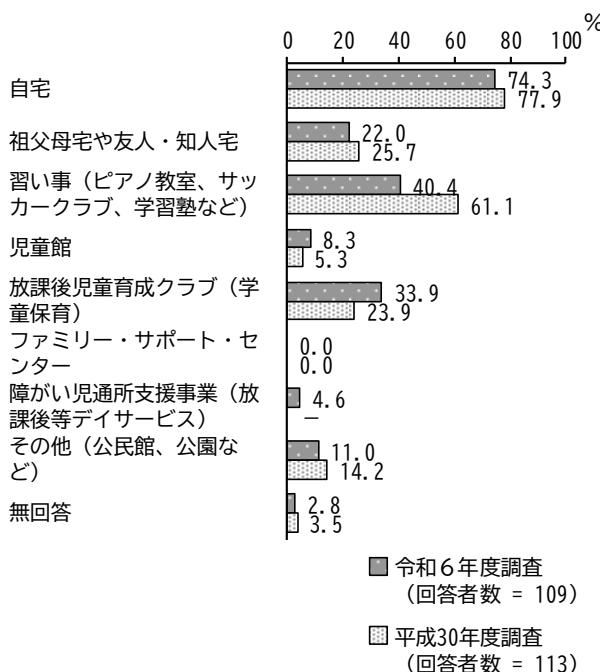
小学校低学年保護者では、「自宅」の割合が74.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が54.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が22.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後児童育成クラブ（学童保育）」「その他（公民館、公園など）」の割合が増加しています。一方、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「その他（公民館、公園など）」の割合が減少しています。

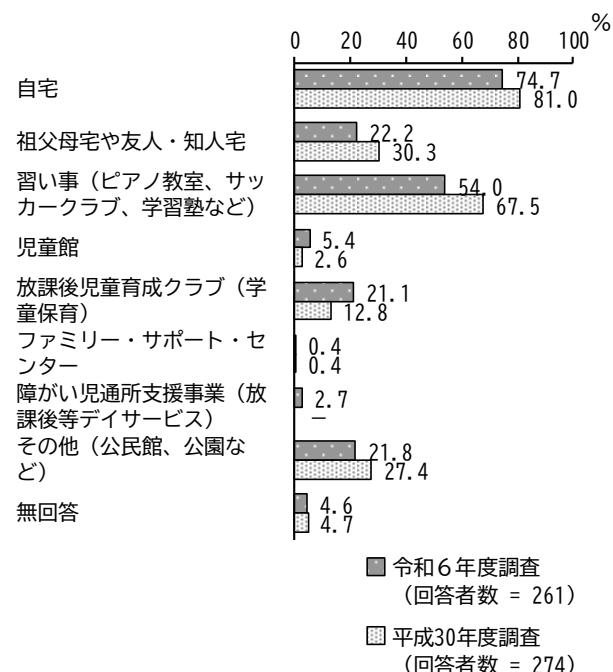
小学校高学年保護者では、「自宅」の割合が83.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が50.8%、「その他（公民館、公園など）」の割合が24.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後児童育成クラブ（学童保育）」「その他（公民館、公園など）」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

【就学前保護者】

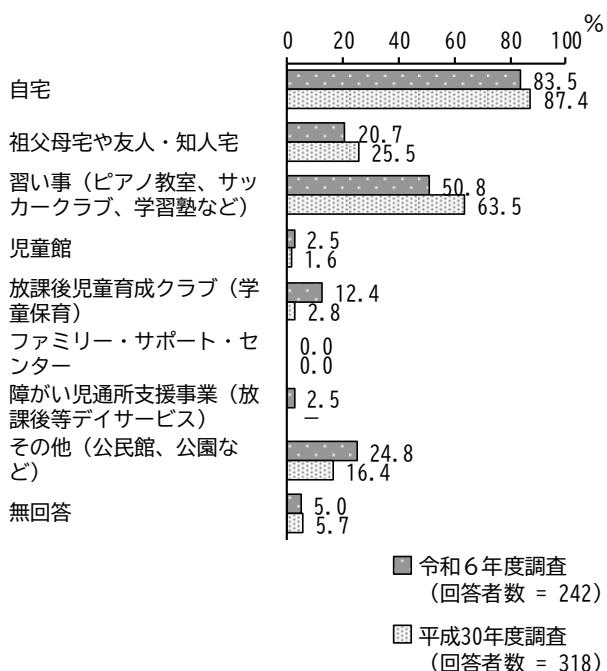


【小学校低学年保護者】



- ※ 前回調査では、「障がい児通所支援事業（放課後等デイサービス）」の選択肢はありませんでした。
- ※ 就学前保護者の前回調査では、「その他（公民館、公園など）」の選択肢は「その他」となっていました。

【小学校高学年保護者】



※ 前回調査では、「障がい児通所支援事業（放課後等デイサービス）」の選択肢はありませんでした。

⑫ 育児休業の取得状況（単数回答）

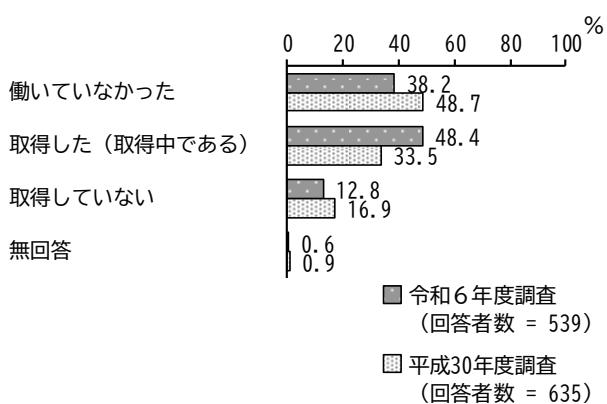
母親では、「取得した（取得中である）」の割合が48.4%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が38.2%、「取得していない」の割合が12.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

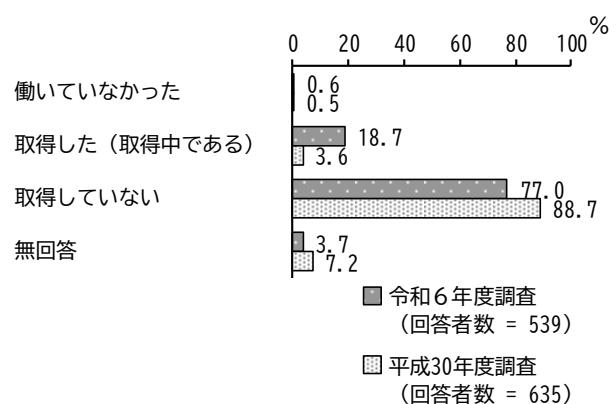
父親では、「取得していない」の割合が77.0%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が18.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。

【母親】



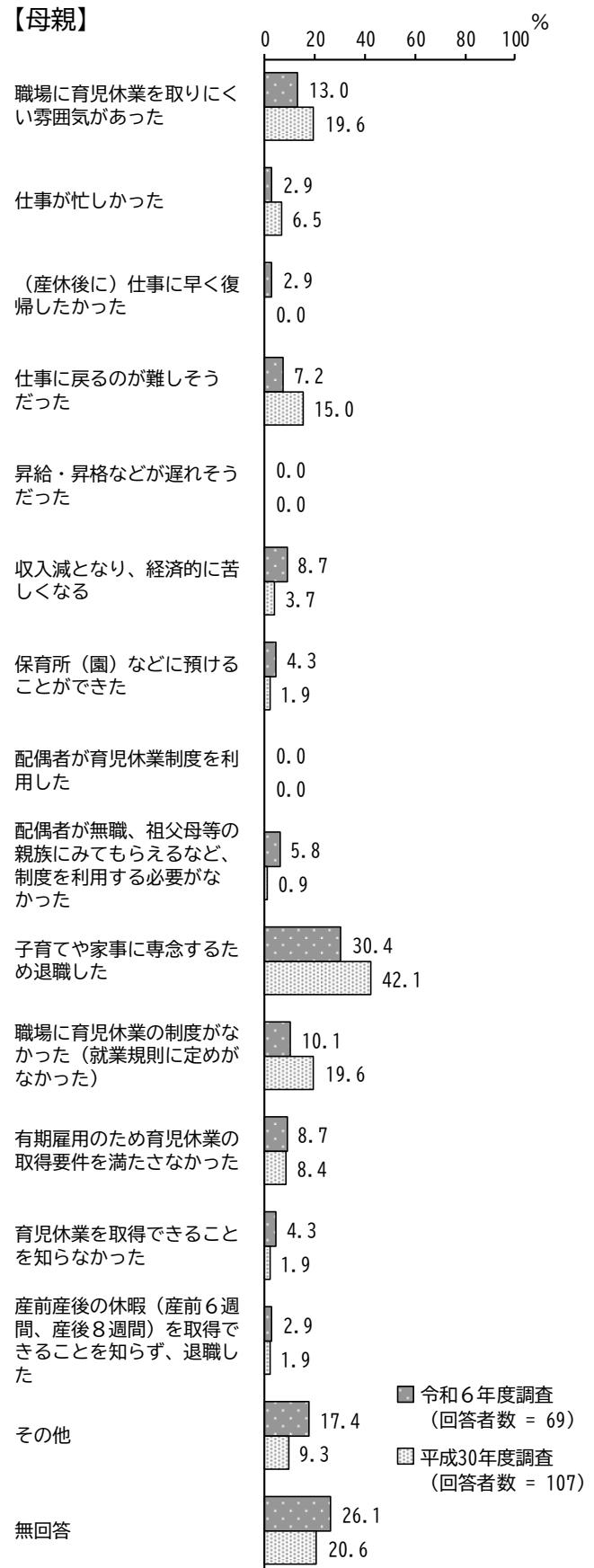
【父親】



⑬ 育児休業を取得していない理由（複数回答）

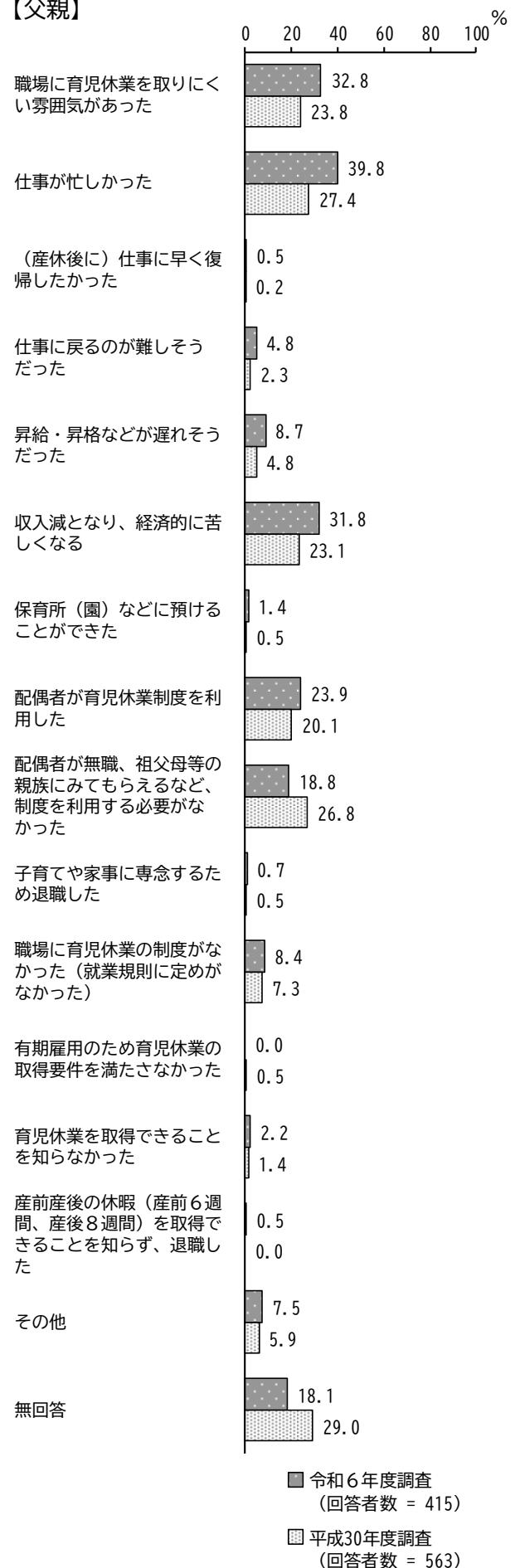
母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が30.4%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が13.0%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が10.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事に戻るのが難しそうだった」「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が減少しています。



父親では、「仕事が忙しかった」の割合が【父親】39.8%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が32.8%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が31.8%となっています。

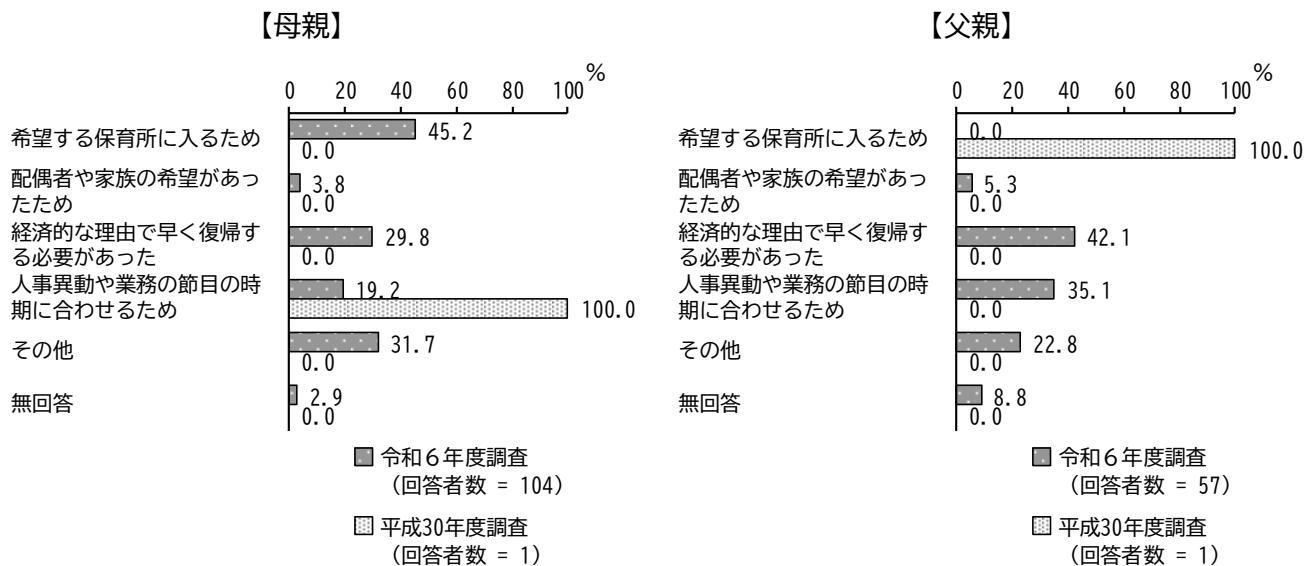
平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が増加しています。一方、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。



⑭ 希望の時期より早く復帰した理由（複数回答）

母親では、「希望する保育所に入るため」の割合が45.2%と最も高く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があった」の割合が29.8%、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」の割合が19.2%となっています。

父親では、「経済的な理由で早く復帰する必要があった」の割合が42.1%と最も高く、次いで「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」の割合が35.1%となっています。

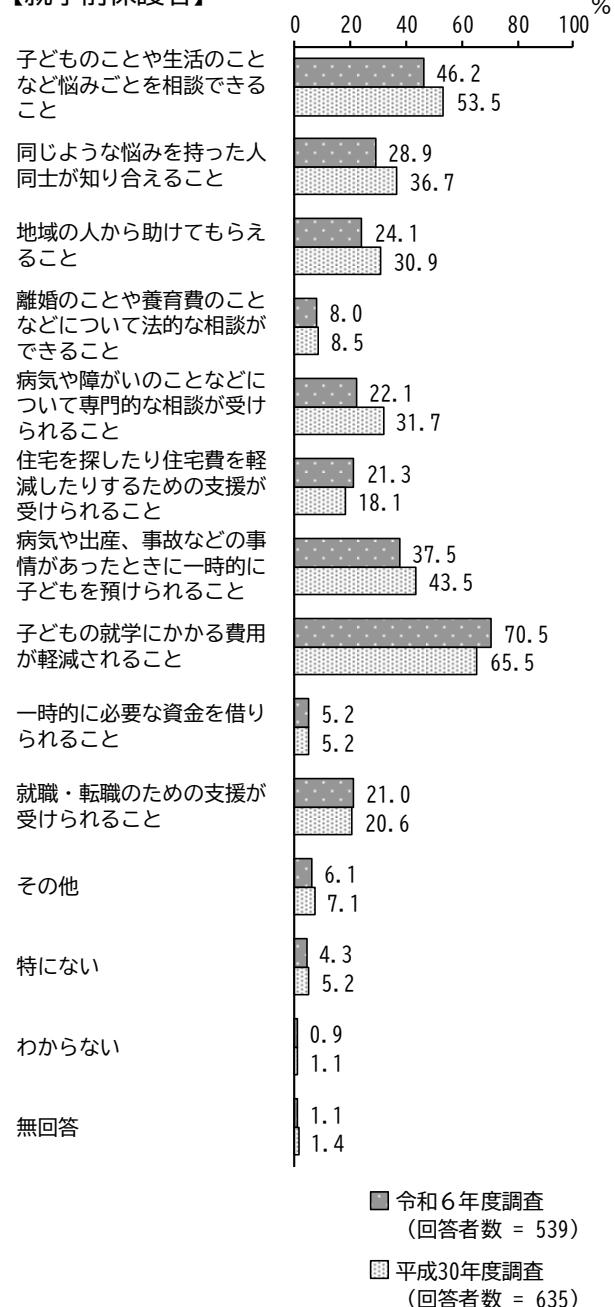


⑯ 必要としていること、重要だと思う支援（複数回答）

「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が70.5%と最も高く、次いで「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合が46.2%、「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」の割合が37.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が増加しています。一方、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」「同じような悩みを持った人同士が知り合えること」「地域の人から助けてもらえること」「病気や障がいのことなどについて専門的な相談が受けられること」「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」の割合が減少しています。

【就学前保護者】



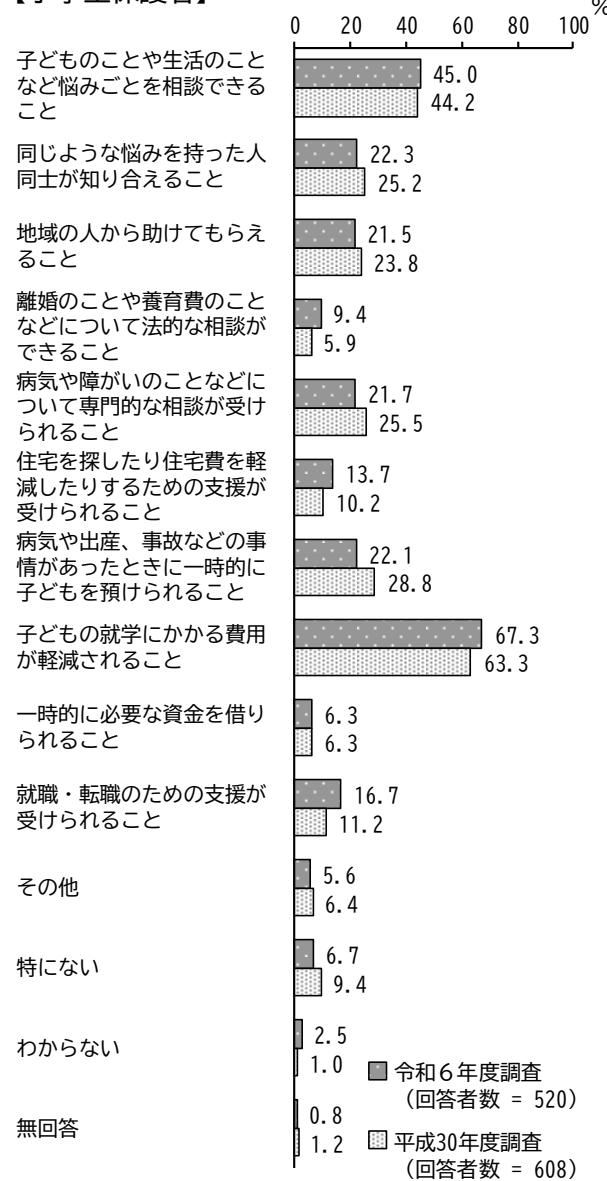
■ 令和6年度調査
(回答者数 = 539)

■ 平成30年度調査
(回答者数 = 635)

「子どもの就学にかかる費用が軽減される
こと」の割合が67.3%と最も高く、次いで「子
どものことや生活のことなど悩みごとを相談
できること」の割合が45.0%、「同じような悩
みを持った人同士が知り合えること」の割合が
22.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「就職・転職
のための支援が受けられること」の割合が増加
しています。一方、「病気や出産、事故などの事
情があったときに一時的に子どもを預けられ
ること」の割合が減少しています。

【小学生保護者】



⑯ 子どもに対して、思わずたたいたり、子どもの心を傷つけてしまうような言動や子どもの相手や世話をしないことがあるか（単数回答）

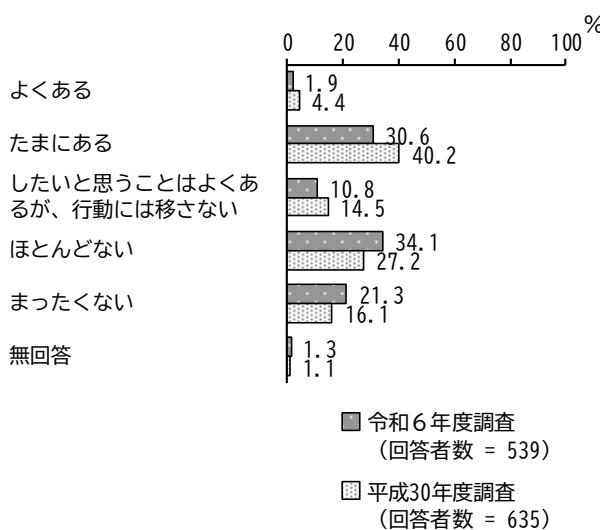
就学前保護者では、「ほとんどない」の割合が34.1%と最も高く、次いで「たまにある」の割合が30.6%、「まったくない」の割合が21.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「ほとんどない」「まったくない」の割合が増加しています。一方、「たまにある」の割合が減少しています。

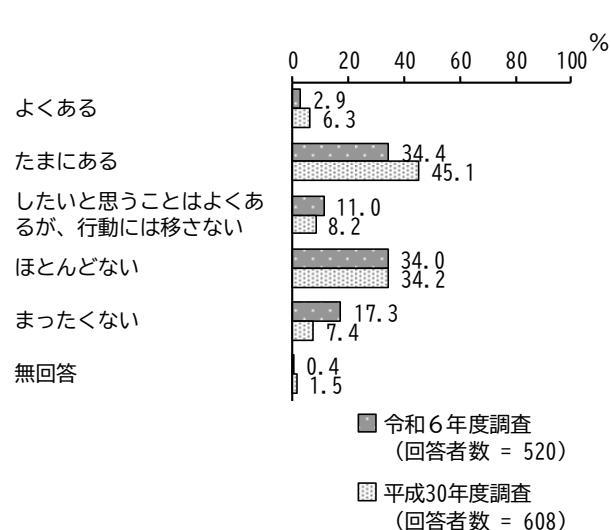
小学生保護者では、「たまにある」の割合が34.4%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が34.0%、「まったくない」の割合が17.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「まったくない」の割合が増加しています。一方、「たまにある」の割合が減少しています。

【就学前保護者】



【小学生保護者】



⑯ 子育てがつらいと思う時（複数回答）

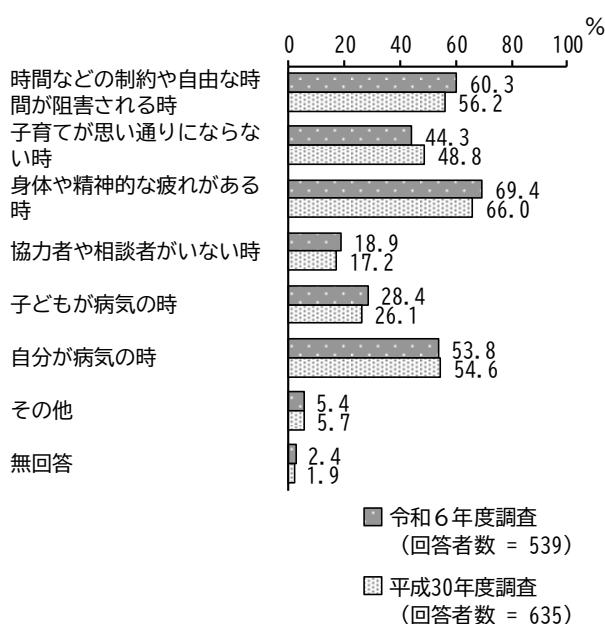
就学前保護者では、「身体や精神的な疲れがある時」の割合が69.4%と最も高く、次いで「時間などの制約や自由な時間が阻害される時」の割合が60.3%、「自分が病気の時」の割合が53.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

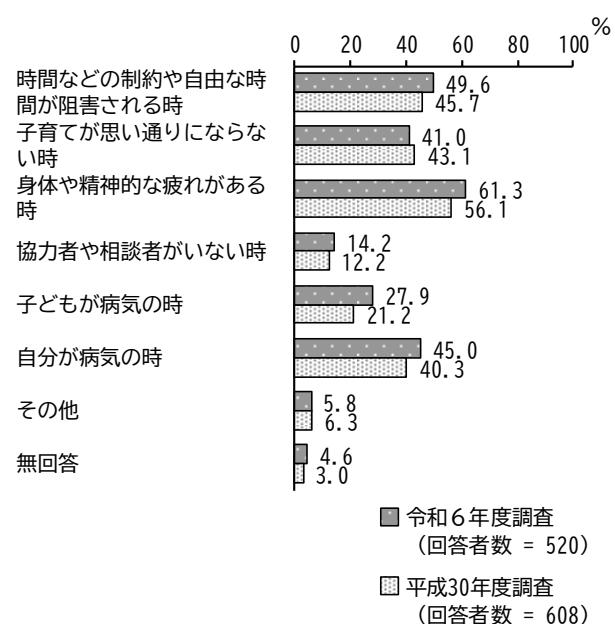
小学生保護者では、「身体や精神的な疲れがある時」の割合が61.3%と最も高く、次いで「時間などの制約や自由な時間が阻害される時」の割合が49.6%、「自分が病気の時」の割合が45.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「身体や精神的な疲れがある時」「子どもが病気の時」の割合が増加しています。

【就学前保護者】



【小学生保護者】

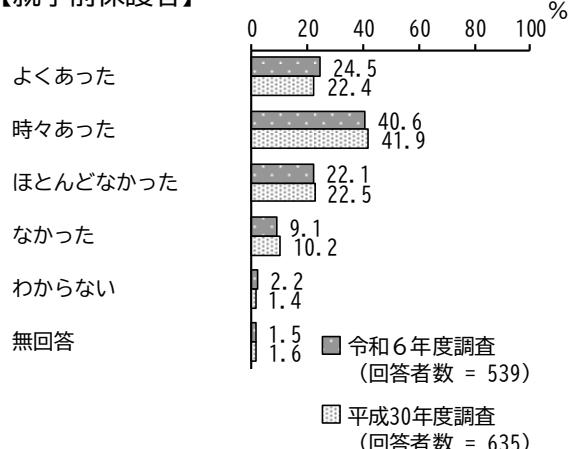


⑰ 妊娠中、あるいは出産後おおむね1年程度の間に、母親がいろいろいらしたり ストレスを抱え誰かに助けてほしいと思ったか（単数回答）

「時々あった」の割合が40.6%と最も高く、次いで「よくあった」の割合が24.5%、「ほとんどなかった」の割合が22.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前保護者】



⑯ 妊娠中や出産後のサポートとして必要なサービス（複数回答）

「赤ちゃんの育児相談」の割合が 52.5%と最も高く、次いで「兄弟姉妹をみてくれるサポート」の割合が 51.6%、「買い物・食事の支度などの家事支援」の割合が 49.7%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「母親の健康面での相談」「兄弟姉妹をみてくれるサポート」「買い物・食事の支度などの家事支援」「産後に泊まりで受ける相談や支援」の割合が増加しています。一方、「助産師・保健師等の家庭訪問による指導」「子育て中の人の交流」「子育て支援に関する情報の提供」の割合が減少しています。

【就学前保護者】

母親の健康面での相談

赤ちゃんの育児相談

子どもの病気や障がいについての相談

赤ちゃんの沐浴など育児補助

助産師・保健師等の家庭訪問による指導

兄弟姉妹をみてくれるサポート

買い物・食事の支度などの家事支援

子育て中の人の交流

子育て経験者から話を聞ける場の提供

子育て支援に関する情報の提供

地域社会での子育て支援

父親への子育てに関する教育

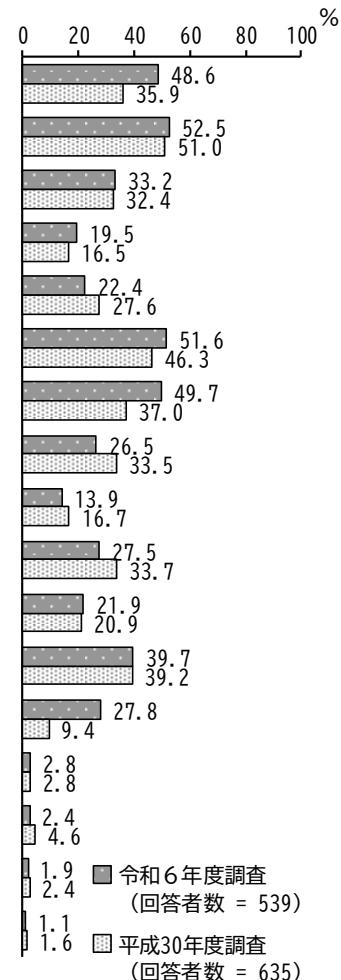
産後に泊まりで受ける相談や支援

その他

特ない

わからない

無回答

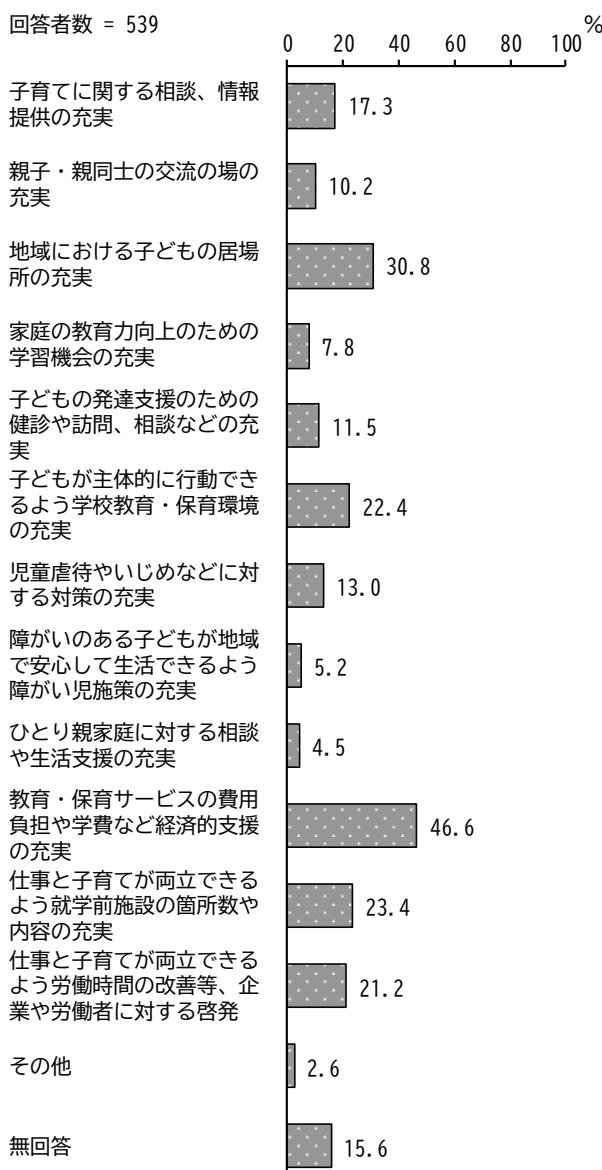


⑦ 充実を図ってほしい常滑市の子育て支援（あてはまるもの3つ）

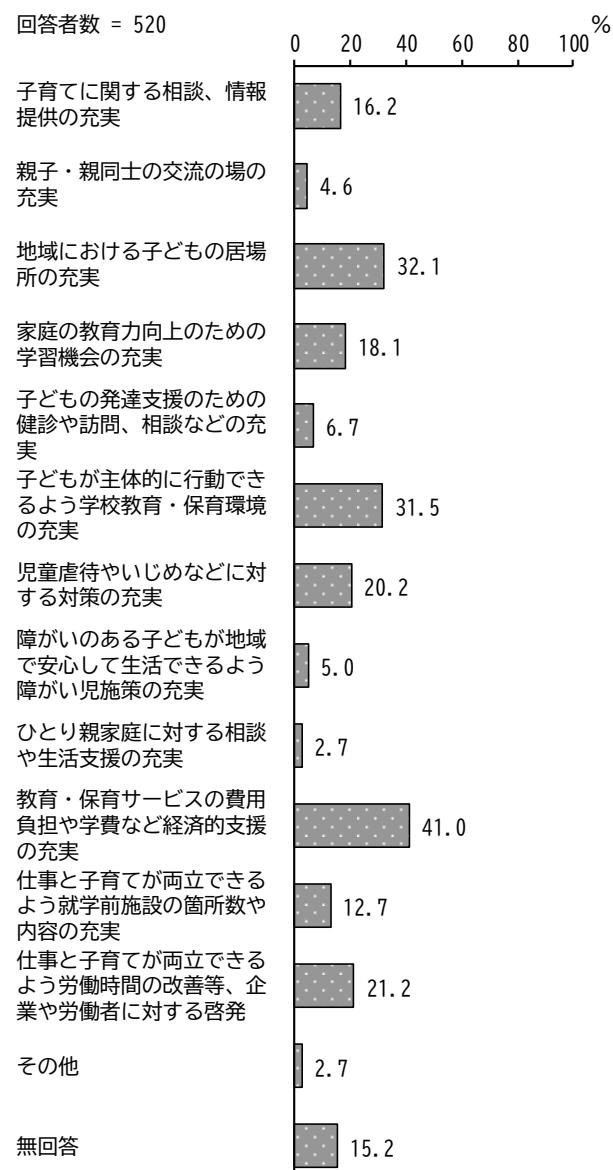
就学前保護者では、「教育・保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」の割合が46.6%と最も高く、次いで「地域における子どもの居場所の充実」の割合が30.8%、「仕事と子育てが両立できるよう就学前施設の箇所数や内容の充実」の割合が23.4%となっています。

小学生保護者では、「教育・保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」の割合が41.0%と最も高く、次いで「地域における子どもの居場所の充実」の割合が32.1%、「子どもが主体的に行動できるよう学校教育・保育環境の充実」の割合が31.5%となっています。

【就学前保護者】



【小学生保護者】



3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第3期計画策定にあたり、第2期計画の評価、統計データ、アンケート結果を踏まえ、第2期計画の基本目標に基づき課題を整理しました。

(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援と相談体制の充実

本市では、保健センターと子育て総合支援センターが連携し、「妊娠・出産・子育てつながる支援事業」として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことで、子育てに対する不安の解消を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを進めてきました。

アンケート調査の結果を見ると、地域子育て支援拠点事業では利用している保護者が約2割、利用していない保護者は約8割となっており、平成30年度調査と比較すると「利用していない」保護者の割合が増加し、地域子育て支援拠点事業の利用意向が減少傾向にあります。そのため、親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場である地域子育て支援拠点の魅力や利便性を向上させ、利用促進に向けた取り組みを強化することが必要であり、特に利用意向の低い層に対して、具体的な支援内容や情報提供の充実を図ることが必要です。

また、妊娠中あるいは出産後おおむね1年程度の間に、いろいろしたりストレスを抱え、誰かに助けてほしいと思ったことについて、「時々あった」が40.6%と最も高く、次いで「よくあった」が24.5%となっています。

さらに、妊娠中や出産後のサポートとして「赤ちゃんの育児相談」や「兄弟姉妹をみててくれるサポート」が5割を超え、また「買い物・食事の支度などの家事支援」も約5割と高くなっています。

今後は、子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を一体化した「子ども家庭センター」として、育児相談や家事支援の充実を図るとともに、従来の支援サービスの見直しと利用促進を進めるほか、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへの一体的支援を行うため、相談支援体制の強化が必要です。

(2) 児童虐待防止対策の充実

本市では、児童虐待の早期発見・早期対応のため、保育園や幼稚園、認定こども園、学校などと連携し、相談・対応の充実を図り、地域における子育て支援のネットワーク化を進めてきました。また、関係機関とのネットワークを確立し、児童虐待の発生予防から早期発見・保護・アフターケアに至る総合的な支援を進めました。

相談指導事業として、保健師や家庭児童相談員などの専門職員が相談に応じる体制を整えました。また、ネットワーク事業として、保護（支援）児童や特定妊婦の早期発見及び

適切な保護を図るため、「常滑市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との情報の共有化を進めました。

アンケート調査では、こどもに対して「思わずたたいたり」「心を傷つけてしまうような言動」「子どもの相手や世話をしない」ことについて、就学前の保護者では、「ほとんどない」が3割半ばと最も高く、次いで「たまにある」が約3割、「まったくない」が2割を越えています。小学生の保護者では、「たまにある」「ほとんどない」が共に3割半ばであり、「まったくない」が2割近くとなっています。

また、子育てでつらいと思う時について、就学前の保護者では「身体や精神的な疲れがある時」が約7割と最も高く、次いで「時間などの制約や自由な時間が阻害される時」が約6割、「自分が病気の時」が5割を超えています。小学生の保護者では「身体や精神的な疲れがある時」が6割を超え、次いで「時間などの制約や自由な時間が阻害される時」が約5割、「自分が病気の時」が4割半ばとなっています。

今後も、保護者の心身の健康をサポートすることや、育児によるストレスを軽減するための具体的な支援策を充実させることが必要です。

また、児童虐待の未然防止、早期発見・対応のため、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民相互で子どもを守る意識を醸成していく必要があります。さらに、こどもに関わる関係機関等の連携体制の強化も必要です。

(3) こどもの貧困対策の推進

本市では、ひとり親家庭や経済的な困窮を抱えている家庭が自立し、安定した生活が送れるよう、国や県と連携しながら、子育てをはじめ、生活、就業、経済面等、総合的な支援に努め、自立に向けた制度の充実を図りました。

ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成のために支給する児童扶養手当に加え、市単独制度による常滑市遺児手当を支給しました。また、その他手当等の事業についても継続して実施し、経済的支援を行うとともに、子どもの就学を支援し、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、防止に向けた取り組みを進めました。

アンケート調査では就学前・小学生の保護者が最も重要だと感じている支援は「子どもの就学にかかる費用の軽減」が最も高く、さらに市に対しても「教育・保育サービスの費用負担や学費などの経済的支援の充実」が求められています。

また、家族が必要とする「食料」や「衣服」が買えなかった経験は「まったくなかった」が約8割半ばに達し、公共料金の未払いについても「無回答」が約9割以上となっている一方で、わずかに「水道料金」「ガス料金」「電気料金」の未払いが見られることから、経済的な困難を抱える家庭への支援体制を強化し、経済的支援等の充実とともに、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援が必要です。

また、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが必要です。また、こどもに届く生活・学習支援を進めることができます。

(4) 障がい児施策の充実

本市では、全ての人々が普通に暮らしていくようにする「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい児の健全な発達を支援し、社会全体が障がい児やその親を温かく見守る環境づくりを進めました。

児童発達支援センターを1か所整備していますが、身体に障がいのある児童の受け入れ体制が整っていないため、施設整備をするとともに、サービスの充実を図り、児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指しました。

また、保育園等に入園する前の幼児で言葉や発達の遅れなど、育児不安などをもつ母親と子どもに対し『親子育児教室事業』を実施し、保健師、家庭児童相談員、児童発達支援センター職員、保育士、発達相談員が指導にあたり、職員の助言や他の親子との関わりを通じて、自分の子どもの発達の理解の促進を図りました。

アンケート調査では、妊娠中や出産後のサポートで、必要なサービスについて、就学前の保護者では「子どもの病気や障がいについての相談」が3割を超えており、平成30年度調査と比較すると割合が増加しています。また、小学校の保護者でも2割を超えています。

今後も、地域生活支援拠点等の充実や相談支援事業所との連携などによる地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進することが必要です。

さらに、医療的ケア児、聴覚障がい児など専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化することが必要です。

また、障がいの特性や程度に応じて、一人ひとりの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育と就学相談の充実が必要です。

(5) 子どもの居場所づくりの充実

本市では、児童の健全育成は、遊びを通じた仲間意識の形成や児童の社会性の発達に大きな影響があることから、今後多くの児童が地域の中で自由に遊び、安全に過ごす環境の整備を行っていきます。

アンケート調査では、常滑市に対して、充実してほしい子育て支援について、就学前及び小学生の保護者ともに「地域における子どもの居場所の充実」が上位にあがっています。

そのため、多くの子ども・若者の地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組むことが必要です。また、誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、子どもの居場所づくりに関する指針に基づき、子ども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進することが必要です。

(6) ワーク・ライフ・バランスの充実

本市では、仕事と家庭の両立を図るため、男性の育児参加への理解や、職場や地域社会に対する育児休業制度、再雇用制度などの普及を啓発・促進し、意識改革の情報提供に努めてきました。

アンケート調査では、母親の約5割が育児休業を取得した一方で、父親の取得率は約2割にとどまっており、特に父親においては「取得していない」理由として「仕事が忙しかった」が約4割を占めるなど、育児休業の取得が依然として難しい状況がみられます。また、母親においても「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が1割を越えています。さらに、平成30年度調査と比較して、母親の取得率は改善が見られるものの、父親の取得が低迷しています。

今後も、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な損失やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

また、父母ともに子育てに日常的に関わっている割合は7割を超える最も高くなっていますが、平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられない状況です。

今後も、男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取り組みの充実を図ることが必要です。

計画の基本理念

1 基本理念

こどもは、本市の将来の担い手であり、かけがえのない存在です。こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりのこどもや保護者の幸せにつながるとともに、本市の発展的な未来をつくる力となります。

しかし、近年、こどもの育ちや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめたり、悩みや不安を一人で抱えながら子育てを行っている人がみられます。

本市で育つこどもが健やかに成長し、子育てがしやすいまちを実現していくためには、そうした人に向けた子ども・子育て支援を行っていくことが必要です。子ども・子育て支援を行っていくにあたっては、こどもの最善の利益となるよう、こどもの視点に立った支援を行います。

また、「こども大綱」では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」とし、これを目指しています。

本計画は、このような子ども・子育て支援の考え方やこども大綱の考え方のもと、第2期計画の基本理念を継承し、「生まれてよかった、育ててよかった、健やかな子育てができるまち とこなめ」の実現を目指し、子ども・子育て支援を行っていきます。

【基本理念】

生まれてよかった、育ててよかった、
健やかな子育てができるまち とこなめ

2 基本的な視点

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの視点を持って推進していきます。

(1) 子ども・子育ての思いの共有

子育ての仕方や子育てについての考え方は保護者によって異なります。また、家庭環境、就労形態などにより、必要とする子育て支援も異なります。

しかし、どの保護者も自分の子どもが何よりも大切であるという気持ちは変わりません。その思いを共有し、互いの立場や考えを理解し、手を取り合って子ども・子育てができるまちを目指します。

子どもの貧困解消対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいや発達の特性がある子どもなど、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、それぞれの特性に合わせて、支援の充実を図ります。

すべての子どもの幸せに向け、ライフステージに応じて子どもの教育や保育を充実させるとともに、子どもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定ができるよう環境を整えていきます。

(2) 質の高い、幼児教育・保育の提供

子ども・子育て支援制度では、市町村は「実施主体」として、責任を持って幼児教育・保育の質を確保し、安定的な制度運用を行っていくことが求められています。

また、子ども・子育て支援制度のもとでは、家庭や就労状況に応じて利用する幼児教育・保育の認定が行われます。

本市の幼稚園、保育園、認定こども園では「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期の特性を考慮し教育・保育をしています。また、幼児教育・保育を一体的に提供するため、幼稚園、保育園、認定こども園で合同研修等を実施しています。

引き続き、公立・民間を問わず保育者の保育技術や知識を一層深めるために、様々な研修を実施することで、どの施設を利用しても質の高い幼児教育・保育が提供できるように努めています。

(3) 地域特性に応じた子ども・子育てを支援

本市の市域は南北に長く、人口や年齢構成、地理的な要因、交通事情などにより地域の特性は異なり、地域によって必要とされる子ども・子育て支援は異なります。地域ごとの利用者の実情に応じた支援を行っていきます。

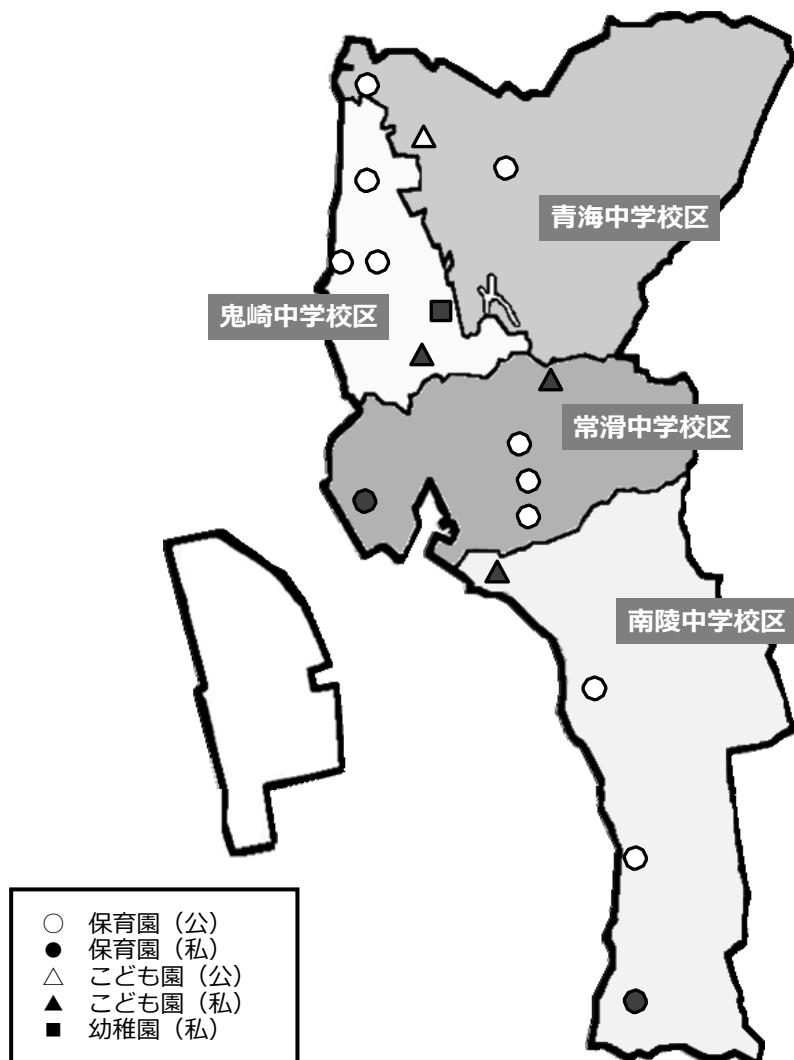
量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

国では、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

（1）教育・保育の提供区域

本市の市域は南北に長く、地域ごとに人口や交通事情が異なっていることから、4中学校区を教育・保育提供区域に設定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供します。



(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業は、事業ごとに市内において、柔軟な需給調整を図るため、事業ごとに区域の設定を行います。

事業名		設定区域
1	時間外保育事業	4中学校区
2	放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ事業）	4中学校区
3	子育て短期支援事業	市内全域
4	乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）	市内全域
5	養育支援訪問事業	市内全域
6	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	4中学校区
7	保育園での一時保育	市内全域
8	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	4中学校区
9	ファミリー・サポート・センター事業	市内全域
10	病児・病後児保育事業	市内全域
11	妊婦健診事業	市内全域
12	利用者支援事業	市内全域
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域
14	産後ケア事業（新規事業）	市内全域
15	妊婦等包括相談支援事業（新規事業）	市内全域
16	子育て世帯訪問支援事業（新規事業）	市内全域
17	児童育成支援拠点事業（新規事業）	市内全域
18	親子関係形成支援事業（新規事業）	市内全域
19	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）	市内全域
20	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市内全域

(3) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合もあります。

(4) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(5) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合もあります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

8つの家庭類型があります。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次のとおりです。

【認定区分と利用可能施設】

	1号認定 (特例1号認定)	2号認定	3号認定
対象年齢	3～5歳児		0～2歳児
対象条件	2号認定のこども以外		保護者の就労又は疾病その他内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
利用可能施設	幼稚園、認定こども園（幼稚園部）	保育園	保育園、認定こども園（保育園部） 保育園、認定こども園（保育園部）、地域型保育事業

(1) 1号認定（3～5歳児 幼稚園・認定こども園幼稚園部）

《現状・課題等》

現在、青海地区には青海こども園、鬼崎地区には常滑大和幼稚園、こども園あるこ、常滑地区には風の丘こども園、南陵地区には波の音こども園があります。

常滑地区にあった常滑幼稚園は老朽化、入園児数の減少により、令和5年度末をもって閉園しました。また、青海地区にある青海こども園も入園児数の減少により令和8年度末をもって閉園し、三和西保育園に統合します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青海	49人	36人	29人	21人
鬼崎	108人	112人	89人	73人
常滑	162人	137人	119人	73人
南陵	41人	54人	44人	35人
全市	360人	339人	281人	202人

《確保の方向性と方策》

就労を希望する母親が増加しています。常滑幼稚園、青海こども園の閉園により、幼稚園・認定こども園幼稚園部の定員が不足しますが、1号認定児を現在も全市の保育園で受け入れています。今後も同様な対応をしていきます。

【青海地区】

令和8年度末で青海こども園が閉園しますが、保育園で特例1号認定児として受け入れを実施します。

【鬼崎地区】

現在の確保内容を維持します。

【常滑地区】

令和5年度末で常滑幼稚園が閉園しましたが、保育園で特例1号認定児として受け入れを実施します。

【南陵地区】

令和7年度からSAKAI保育園を保育所型認定こども園へ移行し、1号認定児として受け入れていきます。

《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
青海	1号認定	46人	44人	43人	41人	43人
	2号認定 注	6人	6人	5人	5人	5人
	量の見込み①	52人	50人	48人	46人	48人
	確保の内容②	80人	80人	0人	0人	0人
	②-①	28人	30人	△48人	△46人	△48人
鬼崎	1号認定	67人	65人	64人	63人	63人
	2号認定 注	0人	0人	0人	0人	0人
	量の見込み①	67人	65人	64人	63人	63人
	確保の内容②	90人	90人	90人	90人	90人
	②-①	23人	25人	26人	27人	27人
常滑	1号認定	78人	70人	65人	62人	65人
	2号認定 注	4人	4人	4人	4人	4人
	量の見込み①	82人	74人	69人	66人	69人
	確保の内容②	45人	45人	45人	45人	45人
	②-①	△37人	△29人	△24人	△21人	△24人
南陵	1号認定	37人	34人	33人	32人	33人
	2号認定 注	4人	4人	4人	4人	4人
	量の見込み①	41人	38人	37人	36人	37人
	確保の内容②	60人	60人	60人	60人	60人
	②-①	19人	22人	23人	24人	23人
全市	1号認定	228人	213人	205人	198人	204人
	2号認定 注	14人	14人	13人	13人	13人
	量の見込み①	242人	227人	218人	211人	217人
	確保の内容②	275人	275人	195人	195人	195人
	②-①	33人	48人	△23人	△16人	△22人

注：保育を必要とする（2号認定児）が、幼稚園等での教育を希望する児童

(2) 2号認定(3~5歳児 保育園・認定こども園保育園部)

《現状・課題等》

本市では、保育の必要性の有無にかかわらず全ての子どもを受け入れており待機児童を出すことなく現在に至っています。

鬼崎地区にある鬼崎中保育園は老朽化、入園児数の減少により、令和8年度末をもって閉園し、鬼崎西保育園に統合します。また、時期は未定ですが、今後の入所児童数や施設の状態を鑑みて、常滑地区の常石保育園は丸山保育園に、南陵地区の西浦南保育園と小鈴谷保育園が統合する予定です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青海	178人	162人	151人	154人
鬼崎	383人	368人	355人	359人
常滑	483人	497人	449人	436人
南陵	234人	214人	217人	203人
全市	1,278人	1,241人	1,172人	1,152人

《確保の方向性と方策》

女性の就労率は増加していますが、定員は確保されています。待機児童が発生しないよう、定員の確保に努めるとともに、入園実績に基づいて適正な定員数を検討していきます。

【青海地区】

現在の確保内容を維持します。

【鬼崎地区】

令和8年度末をもって鬼崎中保育園が閉園しますが、鬼崎西保育園その他の保育園で受け入れを実施します。

【常滑地区】

常石保育園が丸山保育園に統合する予定ですが、それまでは現在の確保内容を維持します。

【南陵地区】

西浦南保育園と小鈴谷保育園が統合する予定ですが、それまでは現在の確保内容を維持します。

《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
青海	量の見込み①	149人	143人	140人	132人	139人
	確保の内容②	265人	265人	225人	225人	225人
	②-①	116人	122人	85人	93人	86人
鬼崎	量の見込み①	290人	280人	275人	271人	273人
	確保の内容②	410人	410人	360人	360人	360人
	②-①	120人	130人	85人	89人	87人
常滑	量の見込み①	393人	354人	327人	315人	329人
	確保の内容②	449人	453人	438人	438人	438人
	②-①	56人	99人	111人	123人	109人
南陵	量の見込み①	124人	113人	110人	107人	111人
	確保の内容②	269人	269人	249人	249人	249人
	②-①	145人	156人	139人	142人	138人
全市	量の見込み①	956人	890人	852人	825人	852人
	確保の内容②	1,393人	1,397人	1,272人	1,272人	1,272人
	②-①	437人	507人	420人	447人	420人

(3) 3号認定（0～2歳児 保育園・認定こども園保育園部・ 地域型保育事業所）

《現状・課題等》

0～2歳児の待機児童は令和6年4月1日現在ありませんが、特に人口が多い地区で希望の園に入りにくいという課題があります。また、利用児童数は横ばい傾向となっています。

<0歳児>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青海	9人	9人	9人	9人
鬼崎	23人	24人	27人	23人
常滑	29人	32人	36人	26人
南陵	15人	10人	12人	15人
全市	76人	75人	84人	73人

<1・2歳児>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青海	52人	52人	50人	54人
鬼崎	118人	114人	107人	108人
常滑	144人	148人	148人	157人
南陵	76人	77人	74人	80人
全市	390人	391人	379人	399人

《確保の方向性と方策》

0～2歳児は、市内全域で受け入れていきます。しかしながら、女性の就労率は増加傾向にあり、希望する保育園への入園が難しくなっています。

令和7年10月から愛知県が独自で第二子保育料無料化を行う予定であり、0～2歳の保育のニーズの増加が見込まれます。保育者の確保を引き続きしていくとともに、定員を確保するため、地域型保育事業所の誘致を検討します。

【青海地区】

現在の確保内容を維持しつつ、保育ニーズを的確に捉え、青海地区又は鬼崎地区で地域型保育事業所の誘致を検討します。

【鬼崎地区】

現在の確保内容を維持します。

【常滑地区】

現在の確保内容を維持します。

【南陵地区】

西浦南保育園と小鈴谷保育園が統合する予定ですが、それまでは現在の確保内容を維持します。

《量の見込みと確保方策》

<0歳児>

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
青海	量の見込み①	11人	11人	11人	10人	10人
	教育・保育施設	9人	9人	9人	9人	9人
	特定地域型保育事業所	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	9人	9人	9人	9人	9人
	②-①	△2人	△2人	△2人	△1人	△1人
鬼崎	量の見込み①	24人	24人	24人	23人	23人
	教育・保育施設	21人	21人	21人	21人	21人
	特定地域型保育事業所	3人	3人	3人	3人	3人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	24人	24人	24人	24人	24人
	②-①	0人	0人	0人	1人	1人
常滑	量の見込み①	29人	30人	30人	30人	30人
	教育・保育施設	27人	27人	27人	27人	27人
	特定地域型保育事業所	11人	11人	11人	11人	11人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	38人	38人	38人	38人	38人
	②-①	9人	8人	8人	8人	8人
南陵	量の見込み①	13人	12人	12人	11人	11人
	教育・保育施設	12人	12人	12人	12人	12人
	特定地域型保育事業所	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	12人	12人	12人	12人	12人
	②-①	△1人	0人	0人	1人	1人
全市	量の見込み①	77人	77人	77人	74人	74人
	教育・保育施設	69人	69人	69人	69人	69人
	特定地域型保育事業所	14人	14人	14人	14人	14人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	83人	83人	83人	83人	83人
	②-①	6人	6人	6人	9人	9人

<1歳児>

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
青海	量の見込み①	25人	23人	22人	21人	21人
	教育・保育施設	25人	25人	25人	25人	25人
	特定地域型保育事業所	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	25人	25人	25人	25人	25人
	②-①	0人	2人	3人	4人	4人
鬼崎	量の見込み①	48人	47人	46人	45人	44人
	教育・保育施設	40人	40人	40人	40人	40人
	特定地域型保育事業所	8人	8人	8人	8人	8人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	48人	48人	48人	48人	48人
	②-①	0人	1人	2人	3人	4人
常滑	量の見込み①	57人	67人	68人	68人	70人
	教育・保育施設	50人	50人	55人	55人	55人
	特定地域型保育事業所	25人	25人	25人	25人	25人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	75人	75人	80人	80人	80人
	②-①	18人	8人	12人	12人	10人
南陵	量の見込み①	21人	20人	19人	18人	18人
	教育・保育施設	41人	41人	41人	41人	41人
	特定地域型保育事業所	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	41人	41人	41人	41人	41人
	②-①	20人	21人	22人	23人	23人
全市	量の見込み①	151人	157人	155人	152人	153人
	教育・保育施設	156人	156人	161人	161人	161人
	特定地域型保育事業所	33人	33人	33人	33人	33人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	189人	189人	194人	194人	194人
	②-①	38人	32人	39人	42人	41人

<2歳児>

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
青海	量の見込み①	28人	35人	35人	32人	32人
	教育・保育施設	30人	30人	36人	36人	36人
	特定地域型保育事業所	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	30人	30人	36人	36人	36人
	②-①	2人	△5人	1人	4人	4人
鬼崎	量の見込み①	62人	69人	66人	65人	64人
	教育・保育施設	54人	54人	60人	60人	60人
	特定地域型保育事業所	8人	8人	8人	8人	8人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	62人	62人	68人	68人	68人
	②-①	0人	△7人	2人	3人	4人
常滑	量の見込み①	90人	86人	101人	102人	103人
	教育・保育施設	72人	72人	72人	72人	72人
	特定地域型保育事業所	25人	25人	25人	25人	25人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	97人	97人	97人	97人	97人
	②-①	7人	11人	△4人	△5人	△6人
南陵	量の見込み①	41人	47人	45人	44人	43人
	教育・保育施設	54人	54人	54人	54人	54人
	特定地域型保育事業所	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	54人	54人	54人	54人	54人
	②-①	13人	7人	9人	10人	11人
全市	量の見込み①	221人	237人	247人	243人	242人
	教育・保育施設	210人	210人	222人	222人	222人
	特定地域型保育事業所	33人	33人	33人	33人	33人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	243人	243人	255人	255人	255人
	②-①	22人	6人	8人	12人	13人

《参考》市内各地区における教育・保育施設等 定員数（各年4月1日現在）

<幼稚園>

		令和6年 (実績)	7年度			8年度			9年度			10年度			11年度		
青海	青海 こども園	80人	80人			80人			-			-			-		
鬼崎	大和 幼稚園	60人	45人														
	こども園 あるこ	45人	45人														
常滑	風の丘 こども園	45人	45人														
南陵	波の音 こども園	45人	45人														
	SAKAI 保育園	-	15人														
合計		275人	275人			275人			195人			195人			195人		

<保育園>

保育園 定員	令和6年 (実績)			7年度			8年度			9年度			10年度			11年度			
	0歳	1・2 歳	3・5 歳	0歳	1・2 歳	3・5 歳	0歳	1・2 歳	3・5 歳	0歳	1・2 歳	3・5 歳	0歳	1・2 歳	3・5 歳	0歳	1・2 歳	3・5 歳	
青海	三和南	3人	22人	100人	3人	22人	100人	3人	22人	100人	3人	28人	150人	3人	28人	150人	3人	28人	150人
	三和西	6人	33人	95人	6人	33人	95人	6人	33人	95人	6人	33人	75人	6人	33人	75人	6人	33人	75人
	青海 こども園	-	-	70人	-	-	70人	-	-	70人	/	/	/	/	/	/	/	/	
	小計	9人	55人	265人	9人	55人	265人	9人	55人	265人	9人	61人	225人	9人	61人	225人	9人	61人	225人
鬼崎	鬼崎北	3人	22人	105人	3人	22人	105人	3人	22人	105人	3人	28人	150人	3人	28人	150人	3人	28人	150人
	鬼崎中	-	-	80人	-	-	80人	-	-	80人	/	/	/	/	/	/	/	/	
	鬼崎西	6人	33人	90人	6人	33人	90人	6人	33人	90人	6人	33人	75人	6人	33人	75人	6人	33人	75人
	こども園 あるこ	12人	39人	135人															
	地域型 保育 事業所	3人	16人	-															
	小計	24人	110人	410人	24人	110人	410人	24人	110人	410人	24人	116人	360人	24人	116人	360人	24人	116人	360人
常滑	瀬木	6人	33人	120人	6人	33人	120人	6人	33人	120人	6人	33人	150人	6人	33人	150人	6人	33人	150人
	風の丘 こども園	9人	39人	110人	9人	39人	102人												
	常石	-	-	90人	-	-	90人	-	-	90人	-	-	75人	-	-	75人	-	-	75人
	丸山	6人	28人	105人	6人	28人	105人	6人	28人	105人	6人	33人	75人	6人	33人	75人	6人	33人	75人
	りんくう	6人	22人	22人	6人	22人	32人	6人	22人	36人									
	地域型 保育 事業所	11人	51人	-	11人	50人	-												
	小計	38人	173人	447人	38人	172人	449人	38人	172人	453人	38人	177人	438人	38人	177人	438人	38人	177人	438人
南陵	波の音 こども園	6人	30人	99人															
	西浦南	3人	22人	70人	3人	22人	70人	3人	22人	70人	3人	22人	60人	3人	22人	60人	3人	22人	60人
	小鈴谷	3人	22人	70人	3人	22人	70人	3人	22人	70人	3人	22人	60人	3人	22人	60人	3人	22人	60人
	SAKAI	-	21人	29人	-	21人	30人												
	小計	12人	95人	268人	12人	95人	269人	12人	95人	269人	12人	95人	249人	12人	95人	249人	12人	95人	249人
合計		83人	433人	1,390人	83人	432人	1,393人	83人	432人	1,397人	83人	449人	1,272人	83人	449人	1,272人	83人	449人	1,272人

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業

11時間（7時30分～18時30分）を超える保育を保育園等で実施する事業です。

《現状・課題等》

時間外保育事業は、保育園、認定こども園、地域型保育事業所で実施しており、市内で15園となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青海	12人（2園）	10人（2園）	9人（2園）	9人（2園）
鬼崎	38人（4園）	34人（4園）	31人（4園）	42人（4園）
常滑	40人（6園）	38人（6園）	41人（6園）	39人（6園）
南陵	13人（2園）	3人（2園）	7人（2園）	10人（2園）
全市	103人（14園）	85人（14園）	88人（14園）	100人（14園）

《確保の方向性と方策》

引き続き、保護者の就労形態の多様化に対応するため、19時までの長時間保育（最長で11時間30分）が、必要な方については今まで通り希望者数に合わせて受け入れ態勢を整えていきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
青海	量の見込み①	10人	10人	10人	10人	10人
	確保の内容②	10人 (2園)	10人 (2園)	10人 (2園)	10人 (2園)	10人 (2園)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
鬼崎	量の見込み①	39人	39人	38人	38人	37人
	確保の内容②	39人 (3園)	39人 (3園)	38人 (3園)	38人 (3園)	37人 (3園)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
常滑	量の見込み①	39人	40人	43人	45人	49人
	確保の内容②	39人 (8園)	40人 (8園)	43人 (8園)	45人 (8園)	49人 (8園)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
南陵	量の見込み①	10人	9人	9人	9人	9人
	確保の内容②	10人 (2園)	9人 (2園)	9人 (2園)	9人 (2園)	9人 (2園)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
全市	量の見込み①	98人	98人	100人	102人	105人
	確保の内容②	98人 (15園)	98人 (15園)	100人 (15園)	102人 (15園)	105人 (15園)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※確保の内容は、時間外保育の希望者数に合わせて受け入れ態勢を整えるため、①=②としています。

(2) 放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

《現状・課題等》

児童福祉法第6条の3第2項に規定されている放課後児童健全育成事業に基づき、仕事などの事情で、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、児童の育成指導を児童館等で実施しています。

女性の就労率は増加傾向にあり、児童育成クラブの利用を希望する児童は高い水準で推移しています。通年利用者だけの場合は各地区とも定員を下回っていますが、夏休みなどの長期休業期間のみの利用者も含めると定員を超えて受け入れる児童育成クラブもあります。

児童育成クラブを実施する児童館の老朽化が進んでいるため、小学校の大規模改修にあわせ、移転を進めています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青海	89人 (2クラス)	87人 (2クラス)	73人 (2クラス)	78人 (2クラス)
鬼崎	268人 (5クラス)	237人 (6クラス)	220人 (5クラス)	225人 (5クラス)
常滑	357人 (8クラス)	325人 (8クラス)	283人 (8クラス)	317人 (8クラス)
南陵	111人 (3クラス)	114人 (3クラス)	83人 (3クラス)	77人 (3クラス)
全市	825人 (18クラス)	763人 (19クラス)	659人 (18クラス)	697人 (18クラス)

《確保の方向性と方策》

共働き家庭等の増加が見込まれますが、定員を超えた受け入れが難しい場合は、夏休みなどの長期休業期間中の利用者については校区外の児童育成クラブを利用してもらい、市内全域で受け入れをすることで、利用ニーズには今後も現定員数で対応できるものと思われます。

引き続き、老朽化が進んだ児童館で実施する児童育成クラブについては、小学校の大規模改修にあわせ、移転を検討します。

また、移転が進み、環境が整った児童育成クラブから順次、運営業務の民間委託化を進めます。

【青海地区】

引き続き、三和児童館（1クラス）と大野小学校児童育成クラブ（1クラス）の計2クラスで実施します。大野小学校児童育成クラブは、令和7年度から運営業務の民間委託化を行います。

なお、三和児童館児童育成クラブは三和小学校の大規模改修にあわせ、校内への移転を検討します。

【鬼崎地区】

引き続き、西之口児童館（1クラス）と民間のめいわ児童クラブ（3クラス）、にじの丘児童クラブ（1クラス）の計5クラスで実施します。

なお、西之口児童館児童育成クラブは鬼崎北小学校の状況を見ながら、校内への移転を検討します。

【常滑地区】

常滑児童センター（4クラス）と常滑西小学校児童育成クラブ（3クラス）の計7クラスで実施します。常滑西小学校児童育成クラブは、令和7年度から運営業務の民間委託化を行います。

【南陵地区】

引き続き、西浦北小学校児童育成クラブ（1クラス）と西浦南児童館（1クラス）、小鈴谷小学校児童育成クラブ（1クラス）の計3クラスで実施します。小鈴谷小学校児童育成クラブは、運営業務の民間委託化について検討を進めます。

なお、西浦南児童館児童育成クラブは西浦南小学校の状況を見ながら、校内への移転を検討します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
青海	量の見込み①	87人	90人	97人	103人	100人
	小学1年生	25人	29人	33人	34人	25人
	小学2年生	30人	25人	28人	32人	33人
	小学3年生	14人	20人	16人	18人	21人
	小学4年生	8人	9人	13人	10人	12人
	小学5年生	7人	4人	5人	7人	6人
	小学6年生	3人	3人	2人	2人	3人
	確保の内容②	80人 (2クラス)	80人 (2クラス)	80人 (2クラス)	80人 (2クラス)	80人 (2クラス)
②-①		△7人	△10人	△17人	△23人	△20人
鬼崎	量の見込み①	233人	213人	201人	201人	191人
	小学1年生	73人	59人	60人	61人	54人
	小学2年生	75人	72人	58人	59人	60人
	小学3年生	22人	35人	33人	27人	28人
	小学4年生	33人	20人	32人	31人	25人
	小学5年生	24人	19人	12人	19人	18人
	小学6年生	6人	8人	6人	4人	6人
	確保の内容②	200人 (5クラス)	200人 (5クラス)	200人 (5クラス)	200人 (5クラス)	200人 (5クラス)
②-①		△33人	△13人	△1人	△1人	9人
常滑	量の見込み①	294人	274人	245人	228人	203人
	小学1年生	96人	87人	75人	77人	62人
	小学2年生	90人	79人	71人	61人	63人
	小学3年生	67人	68人	59人	54人	46人
	小学4年生	33人	32人	32人	28人	25人
	小学5年生	7人	7人	7人	7人	6人
	小学6年生	1人	1人	1人	1人	1人
	確保の内容②	280人 (7クラス)	280人 (7クラス)	280人 (7クラス)	280人 (7クラス)	280人 (7クラス)
②-①		△14人	6人	35人	52人	77人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
南陵	量の見込み①	75人	77人	78人	77人	71人
	小学1年生	28人	30人	30人	28人	23人
	小学2年生	25人	23人	24人	24人	22人
	小学3年生	12人	13人	12人	13人	13人
	小学4年生	6人	7人	8人	7人	8人
	小学5年生	3人	3人	3人	4人	4人
	小学6年生	1人	1人	1人	1人	1人
	確保の内容②	120人 (3クラス)	120人 (3クラス)	120人 (3クラス)	120人 (3クラス)	120人 (3クラス)
②-①		45人	43人	42人	43人	49人
全市	量の見込み①	679人	647人	620人	601人	554人
	小学1年生	223人	205人	199人	199人	163人
	小学2年生	220人	197人	181人	176人	176人
	小学3年生	111人	134人	120人	110人	107人
	小学4年生	76人	67人	81人	72人	67人
	小学5年生	37人	33人	29人	35人	31人
	小学6年生	12人	11人	10人	9人	10人
	確保の内容②	680人 (17クラス)	680人 (17クラス)	680人 (17クラス)	680人 (17クラス)	680人 (17クラス)
②-①		1人	33人	60人	79人	126人

(3) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

《現状・課題等》

利用者数は年度によってばらつきがありますが、児童養護施設クローバーライト、児童養護施設美桜の杜、母子生活支援施設半田同胞園の3か所で実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全市	6件 (3か所)	7件 (3か所)	0件 (3か所)	2件 (3か所)

《確保の方向性と方策》

制度の周知を図り、支援を必要としている家庭を利用につなげることで、育児が継続できるように引き続き、現状の体制を継続していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み①	4人日	4人日	4人日	4人日	4人日
	確保の内容②	4人日 (3か所)	4人日 (3か所)	4人日 3か所)	4人日 (3か所)	4人日 (3か所)
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保方策	現在の確保内容を維持				

※確保の内容は、利用を希望する児童に対して全て実施していくため、①=②としています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

《現状・課題等》

助産師・保健師が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、相談や情報提供等を行っています。赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳交付時にお渡ししている「赤ちゃん連絡票」をもとに助産師・保健師が連絡し、原則、全ての家庭に随時家庭訪問を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全市 (実施率)	387人 (94.1%)	382人 (95.5%)	336人 (98.8%)	345人 (99.7%)

《確保の方向性と方策》

引き続き、子育てをしていく保護者が、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、全ての家庭に訪問が実施できるように、関連機関と連携して赤ちゃんの養育状況の把握に努めます。

また、産後のメンタルヘルスや育児支援の必要性を把握し支援につなげます。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
全市	量の見込み①	369人	364人	361人	359人
	確保の内容②	369人	364人	361人	359人
	②-①	0人	0人	0人	0人
	確保方策	現在の確保内容を維持			

※確保の内容は、全ての乳児を対象に訪問事業を行っていくため、①=②としています。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

《現状・課題等》

養育支援が特に必要な家庭へ子育て総合支援センターの保育士等が訪問し、愛着の絆を深める子育て支援を行っています。令和4年度から訪問員を2名から3名に増員し、体制強化を図っています。利用件数は、増加傾向にあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全市	167 件	212 件	236 件	330 件

《確保の方向性と方策》

引き続き、養育支援訪問が必要だと判断した家庭全てに対して実施するとともに、関係機関との連携を密にして、支援が必要な方が利用できるように制度の周知を図っていきます。また、相談支援や育児援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み①	327 件	335 件	338 件	335 件
	確保の内容②	327 件	335 件	338 件	335 件
	②-①	0 件	0 件	0 件	0 件
確保方策	現在の確保内容を維持				

※確保の内容は、支援が必要な家庭に対しては全て実施していくため、①=②としています。

(6) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

《現状・課題等》

青海こども園、子育て総合支援センター、風の丘こども園、波の音こども園、小鈴谷保育園、こども園あるこの計6か所で実施しています。利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響もあり落ち込みましたが、現在は増加傾向にあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青海	158人/月 (1か所)	113人/月 (1か所)	255人/月 (1か所)	167人/月 (1か所)
鬼崎	1,072人/月 (2か所)	1,133人/月 (2か所)	1,715人/月 (2か所)	2,013人/月 (2か所)
常滑	81人/月 (1か所)	83人/月 (1か所)	100人/月 (1か所)	98人/月 (1か所)
南陵	213人/月 (2か所)	224人/月 (2か所)	337人/月 (2か所)	375人/月 (2か所)
全市	1,524人/月 (6か所)	1,553人/月 (6か所)	2,407人/月 (6か所)	2,653人/月 (6か所)

《確保の方向性と方策》

引き続き、とこなめ市民交流センター内の子育て総合支援センターを中心に6か所の子育て支援センターで連携し子育て支援を実施していきます。また、より効果的な支援ができるよう相談機能の強化について検討していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
青海	量の見込み①	192人/月	198人/月	193人/月	187人/月
	確保の内容②	192人/月 (1か所)	198人/月 (1か所)	193人/月 (1か所)	187人/月 (1か所)
	②-①	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
	確保方策	現在の確保内容を維持			
鬼崎	量の見込み①	1,948人/月	1,975人/月	1,931人/月	1,904人/月
	確保の内容②	1,948人/月 (2か所)	1,975人/月 (2か所)	1,931人/月 (2か所)	1,866人/月 (2か所)
	②-①	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
	確保方策	現在の確保内容を維持			
常滑	量の見込み①	88人/月	92人/月	97人/月	98人/月
	確保の内容②	88人/月 (1か所)	92人/月 (1か所)	97人/月 (1か所)	98人/月 (1か所)
	②-①	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
	確保方策	現在の確保内容を維持			

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
南陵	量の見込み①	348人/月	363人/月	346人/月	333人/月	324人/月
	確保の内容②	348人/月 (2か所)	363人/月 (2か所)	346人/月 (2か所)	333人/月 (2か所)	324人/月 (2か所)
	②-①	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
	確保方策	現在の確保内容を維持				
全市	量の見込み①	2,576人/月	2,628人/月	2,567人/月	2,522人/月	2,473人/月
	確保の内容②	2,576人/月 (6か所)	2,628人/月 (6か所)	2,567人/月 (6か所)	2,522人/月 (6か所)	2,473人/月 (6か所)
	②-①	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

※確保の内容は、子育て支援センターは全ての利用者を受け入れて実施していくため、①=②としています。

(7) 保育園での一時保育

一時的に家庭での保育ができない児童を、一定期間、緊急・一時的に保護者に代わって、保育園や認定こども園の保育園部で保育をする事業です。

《現状・課題等》

三和南保育園など市内9園で実施しており、利用者数は近年、横ばい傾向となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全市	2,674人/年	1,722人/年	1,689人/年	1,779人/年

《確保の方向性と方策》

引き続き、9園で一時的に家庭での保育ができない児童を保育園等で保護者に代わって保育を実施していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み①	1,947人/年	1,915人/年	1,884人/年	1,848人/年	1,867人/年
	確保の内容②	10,800人/年	10,800人/年	10,800人/年	10,800人/年	10,800人/年
	②-①	8,853人/年	8,885人/年	8,916人/年	8,952人/年	8,933人/年
	確保方策	現在の確保内容を維持				

(8) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

預かり保育は、通常の教育時間後や長期休業期間中などに行われる教育活動のことで、認定こども園の幼稚園部児童や幼稚園児童が利用する事業です。

《現状・課題等》

市内5園で実施しており、利用者数が減少傾向となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青海	400人/年	210人/年	105人/年	32人/年
鬼崎	4,444人/年	4,552人/年	3,224人/年	2,519人/年
常滑	1,858人/年	1,392人/年	2,023人/年	729人/年
南陵	1,281人/年	1,976人/年	1,555人/年	1,150人/年
全市	7,983人/年	8,130人/年	6,907人/年	4,430人/年

《確保の方向性と方策》

引き続き、青海こども園、私立常滑大和幼稚園、私立こども園あるこ、私立風の丘こども園、私立波の音こども園で実施します。青海こども園は令和8年度末をもって閉園しますが、現在も保育園で預かり保育を行っているため、引き続き保育園で対応します。

単位：人日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
青海	量の見込み①	36人/年	36人/年	35人/年	33人/年	35人/年
	確保の内容②	36人/年	36人/年	0人/年	0人/年	0人/年
	②-①	0人/年	0人/年	△35人/年	△35人/年	△35人/年
	確保方策	保育園で受け入れを実施				
鬼崎	量の見込み①	2,248人/年	2,180人/年	2,163人/年	2,124人/年	2,146人/年
	確保の内容②	2,248人/年	2,180人/年	2,163人/年	2,124人/年	2,146人/年
	②-①	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
	確保方策	現在の確保内容を維持				
常滑	量の見込み①	1,014人/年	913人/年	847人/年	819人/年	855人/年
	確保の内容②	1,014人/年	913人/年	847人/年	819人/年	855人/年
	②-①	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
	確保方策	現在の確保内容を維持				
南陵	量の見込み①	1,114人/年	1,030人/年	1,006人/年	988人/年	1,024人/年
	確保の内容②	1,114人/年	1,030人/年	1,006人/年	988人/年	1,024人/年
	②-①	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
	確保方策	現在の確保内容を維持				
全市	量の見込み①	4,412人/年	4,159人/年	4,051人/年	3,964人/年	4,060人/年
	確保の内容②	4,412人/年	4,159人/年	4,051人/年	3,964人/年	4,060人/年
	②-①	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

※確保の内容は、利用を希望する児童に対して全て実施していくため、①=②としています。

(9) ファミリー・サポート・センター事業

子育て支援の一環として、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の応援をしていただける人（援助会員）が会員となって、子育てを助け合う事業です。

《現状・課題等》

常滑市社会福祉協議会に事務を委託し、実施しています。

登録者数の減少が課題となっています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全市	利用件数	375 件	668 件	230 件	362 件

《確保の方向性と方策》

支援が必要な方が利用できるように、援助会員や両方会員の確保に努めるとともに、広報などを利用し積極的に制度の周知を図るとともに、事業の改善に向けた検討を進めています。

引き続き、常滑市社会福祉協議会に事業委託し、制度の周知を図り、実施していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み①	350 件	337 件	325 件	310 件	300 件
	確保の内容②	350 件	337 件	325 件	310 件	300 件
	②-①	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	確保方策	現在の確保内容を維持				

※量の見込みと確保の内容は利用件数を表し、利用を希望する児童に対して全て実施していくため、① =②としています。

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

《現状・課題等》

病気やけがのため家庭で保育できない6か月から小学3年生までの児童を、医師の管理の下に保育士、看護師がいる施設で預かり、保護者の子育てや就労の両立支援を図っています。本市では医療法人資恩会の「タキタキッズプラザ」に事業委託し実施しています。

利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和4年度までは低く推移しています。令和6年度からひとり親や非課税世帯等を対象とした減免制度を開始しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全市	194人/年 (1か所)	285人/年 (1か所)	331人/年 (1か所)	567人/年 (1か所)

《確保の方向性と方策》

引き続き、医療法人資恩会の「タキタキッズプラザ」に事業委託し実施していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み①	707人/年	790人/年	869人/年	931人/年	996人/年
	確保の内容②	2,900人/年 (1か所)	2,900人/年 (1か所)	2,900人/年 (1か所)	2,900人/年 (1か所)	2,900人/年 (1か所)
	②-①	2,193人/年	2,110人/年	2,031人/年	1,969人/年	1,904人/年
	確保方策	現在の確保内容を維持				

※確保の内容は、定員10人×年間開所日数290日=2,900人/年としています。

(11) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、母子健康手帳の交付時に、「妊娠婦・乳児健康診査受診票」を渡し、子宮頸がん検診1回、妊娠健診14回、産婦健診2回、乳児健診2回を公費負担で受診できるように補助しています。

《現状・課題等》

保健センターで全ての妊婦が健診を受けられるように、母子健康手帳の交付時に、「妊娠婦・乳児健康診査受診票」を渡し、子宮頸がん検診1回、妊娠健診14回、産婦健診2回、乳児健診2回が公費負担で受診できるように補助しています。令和3年度から新生児聴覚検査の費用助成を開始し、令和4年度から多胎児妊娠健診5回分を追加交付しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全市	417人	368人	355人	344人

《確保の方向性と方策》

引き続き、妊娠期の経済的負担を軽減し、全ての妊婦が適正な時期に健診を受けられるよう、母子健康手帳の交付時に「妊娠婦・乳児健康診査受診票」を交付します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み①	369人	364人	361人	359人	356人
	確保の内容②	369人	364人	361人	359人	356人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
	確保方策	現在の確保内容を維持				

※確保の内容は、全ての妊婦を対象に健診を実施していくため、①=②としています。

(12) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

《現状・課題等》

子育て総合支援センターに専任の利用者支援員（臨時保育士）を配置し、また、保健センターに母子保健コーディネーター（保健師）を配置し、2か所で連携をとり、妊娠・出産・子育て期にわたる「切れ目ない支援」体制づくりを行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全市	2か所	2か所	2か所	2か所

《確保の方向性と方策》

母子保健・児童福祉が一体的に相談・支援を行う「こども家庭センター」（令和6年4月に設置）が中心となり、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する支援体制の強化・充実を図ります。

引き続き、子育て総合支援センター（基本型）と保健センター（こども家庭センター型）で連携し、母子保健施策と子育て支援施策の両面から、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。

また、市民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる「地域子育て相談機関事業」について検討していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み①	2か所	2か所	2か所	2か所
	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所
	特定型	0か所	0か所	0か所	0か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保の内容②	2か所	2か所	2か所	2か所
	②-①	0か所	0か所	0か所	0か所
	確保方策	現在の確保内容を維持			

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園（未移行）における給食費（副食費）に対する助成をする事業です。

《現状・課題等》

給食費（副食費）に対する助成は、新制度に移行していない幼稚園の利用者を対象として、令和元年10月1日の幼児教育・保育の無償化を機に実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全市	9人	15人	15人	16人

《確保の方向性と方策》

引き続き、幼稚園や保育事業者、保護者に対し、市ホームページや文書での周知を図り、給食費（副食費）に対する助成を実施していきます。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
全市	量の見込み①	15人	15人	15人	15人	15人
	確保の内容②	15人	15人	15人	15人	15人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(14) 産後ケア事業（新規事業）

母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後の心身の不調または育児支援を必要とする産後1年未満の養育者と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

《現状・課題等》

産後の心身共に不安定になりやすい時期に、家族等から産後の支援を受けられず、育児不安が強いなど支援を必要とする方を対象に、助産所・産科医療機関における宿泊や通所により母体の管理や授乳指導、育児相談を行い、利用料の一部を助成しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全市	24人日	19人日	21人日	17人日

《確保の方向性と方策》

産後ケア事業の利用は、今後は増加することを想定しています。産後ケア事業を実施する施設の拡充に努め、国の示す産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子の産後ケアの実施体制を目指します。

なお、令和6年度から委託先を4か所に拡大するなど受け皿の確保を進めています。今後も利用希望の推移に合わせて委託先の増加を検討します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み①	44人日	54人日	67人日	83人日	103人日
	確保の内容②	44人日	54人日	67人日	83人日	103人日
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保方策	事業の充実				

(15) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出後）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・経済的支援（妊娠届出時と出生届出後の計10万円相当の経済的支援）

《確保の方向性と方策》

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援サービスの提供や迅速な関係機関へのつなぎ、身体的・精神的ケア及び経済的な支援を実施します。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
全市	量の見込み①	1,107回	1,092回	1,083回	1,077回	1,068回
	確保の内容②	1,107回	1,092回	1,083回	1,077回	1,068回
	②-①	0回	0回	0回	0回	0回
	確保方策	乳児家庭全戸訪問事業において全家庭の訪問				

※確保の内容は、全ての妊産婦を対象に訪問支援を実施していくため、①=②としています。

(16) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

《現状・課題等》

支援を必要とする家庭が増加傾向にあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全市	11人日	90人日	68人日	124人日

《確保の方向性と方策》

今後、支援を必要とする家庭の潜在的ニーズをより正確に把握し、相談対応等を大切にしながら、利用しやすい環境を整備し、虐待リスク等の高まりを未然に防げるよう支援を実施します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み①	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日
	確保の内容②	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保方策	必要な支援が行えるよう適切に事業を運用				

(17) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

《確保の方向性と方策》

今後、他自治体の先進事例を参考にしながら、令和8年度からの実施に向けて児童育成支援拠点の整備・運営に取り組みます。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
全市	量の見込み①	40人	40人	40人	40人	40人
	確保の内容②	0人	40人	40人	40人	40人
	②-①	△40人	0人	0人	0人	0人
	確保方策	実施体制を整備（令和8年度～）				

(18) 親子関係形成支援事業（新規事業）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

《確保の方向性と方策》

今後、他自治体の先進事例を参考にしながら、支援を必要とする家庭の潜在的ニーズの把握を含めて実施に向けた検討を進めます。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等が利用できる制度です。

対象者は、保育所及び幼稚園等を利用してない0歳6か月から満3歳未満の子どもとなります。

《確保の方向性と方策》

令和8年度からの事業開始に向けて必要な作業を進めます。

事業の実施に当たっては、国の動向等を踏まえ、通常保育を含めた教育・保育の質の確保に留意しつつ、制度の趣旨に添った運用となるよう、受け入れ体制を整備します。

(20) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園に対する補助や、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児等の経済的負担の軽減を図ることを目的とする事業です。

《確保の方向性と方策》

特別な支援が必要な子どもを受け入れている私立認定こども園に対し、引き続き補助していきます。

4 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う給付制度である「子育てのための施設等利用給付」において、公正かつ適正な支給を確保し、保護者の経済的負担の軽減や利便性等へ配慮した給付方法を引き続き検討します。

また、認可外保育施設等の質の維持・向上のために、日常的に連絡を密に行うとともに、愛知県との緊密な連携を図ります。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供 及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

幼児期の教育・保育は、その子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであるため、子どもの最善の利益を第一優先として考えながら、子どもたちへの質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域における教育・子育ての向上に向けた支援を実施していく必要があります。

このため、本市の認定こども園・幼稚園・保育所がこれまで培ってきた知識・技能等を生かし、地域型保育事業を含めた各施設・事業者間の情報共有や交流活動などを充実させるとともに、幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの実施や、合同研修の実施等による多面的な連携を推進します。

子ども・子育て支援施策

1 産後の休業及び育児休業後における保育園等の円滑な利用の確保

就学前段階では、幼稚園・保育所等、利用する施設の種類が多く、保護者の選択も、各家庭の状況や実態において様々です。すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。

事業名	事業内容	課名
育児休業明けの円滑な利用	毎年、11月に翌年度の保育園等の一斉申込みを実施していますが、年度途中の入園申込みも受け付けます。保護者にとって手続きがしやすいように改善していくよう努めます。	こども保育課
情報提供の推進	常滑市役所のホームページ等で私立の保育園等も含めた情報を随時掲載します。	こども保育課
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	子育て総合支援センターを中心に、各地域で子育て支援拠点事業を実施し、乳幼児及び保護者が相互の交流を行うスペースの提供、子育て相談、情報の提供などの援助を行います。	子育て支援課
利用者支援事業	子育て総合支援センターと保健センターで連携し、子育て家庭のニーズにあわせて、母子保健と子育て支援の両面から様々な情報提供、相談・サポートを行います。情報提供については、従来の方法（ホームページ・広報・チラシ）だけではなく新たな周知方法を検討していく必要があります。	子育て支援課 健康推進課

2 子ども・子育てに関する支援

(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援と相談体制の充実

こども家庭センターにおいて、妊娠・出産・子育て期の相談や必要な情報提供、助言、保健指導を実施するとともに、母子保健施策と子育て支援施策について関係機関が連携し、切れ目のない総合的な支援を行います。

事業名	事業内容	課名
マタニティ・おっぱい相談	妊娠中の生活のこと、母乳等について助産師による相談を実施します。	健康推進課
母乳相談等助成事業	医療機関や助産院で母乳マッサージや授乳の相談をする際の費用を一部助成します。	健康推進課
産後ケア事業 【新規】	出産後間もないお母さんと赤ちゃんの生活リズムをつくるために、助産院に宿泊または日帰りで、助産師による母と子のケアや乳房マッサージ、授乳指導、育児相談等が受けられる、産後ケア事業を実施します。産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心・安全な子育てができる支援体制の拡充に努めます。	健康推進課
もうすぐ出産 プレゼント訪問 【新規】	出産をひかえる全妊婦を対象に、保健師や助産師が家庭訪問を行い、必要な情報提供や助言、保健指導を実施するとともに、出産や産後の育児に使用できるプレゼントをお渡します。	健康推進課
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	子育て総合支援センターを中心に、各地域で子育て支援拠点事業を実施し、乳幼児及び保護者が相互の交流を行うスペースの提供、子育て相談、情報の提供などの援助を行います。	子育て支援課
利用者支援事業 (再掲)	子育て総合支援センターと保健センターで連携し、子育て家庭のニーズにあわせて、母子保健と子育て支援の両面から様々な情報提供、相談・サポートを行います。情報提供については、従来の方法（ホームページ・広報・チラシ）だけではなく新たな周知方法を検討していく必要があります。	子育て支援課 健康推進課
子育てガイドの作成 【新規】	多岐にわたる子育て支援に関する情報や、医療機関・公的機関等を一元化した冊子を作成・配布します。随時改訂を行い、最新の情報を提供できるよう努めます。	子育て支援課

(2) 児童虐待防止対策等の充実

要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

事業名	事業内容	課名
こども家庭センター	子育て支援課内に専任の子ども家庭支援員と虐待対応専門員を配置し、母子保健部門と連携して児童虐待の防止と対応を強化していきます。	子育て支援課
ネットワーク事業	要保護（支援）児童や特定妊婦の早期発見及び適切な保護を図るため、「常滑市要保護児童対策地域協議会」を設置し、毎月、実務者会議を開催します。また、緊急な対応が必要な時には個別ケース検討会議を開催します。	子育て支援課
相談指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者のための専門相談員による相談を実施します。実績を踏まえ、来年度の実施方法を再検討していきます。 ・子育て支援課内に、専任の家庭児童相談員を配置し、関係機関と連携をとり、状況把握及び必要な助言を行います。 ・保健師が育児不安等必要に応じて電話や面接にて相談に応じます。その他必要な機関と連携を図り支援します。 	福祉課 子育て支援課 健康推進課
児童虐待防止に関する啓発	虐待を発見した場合の通報義務や児童虐待防止に関する啓発を行い、虐待の早期発見・早期対応につなげます。	子育て支援課
児童育成支援拠点事業 【新規】	<p>養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ります。</p> <p>子どもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行うため、令和8年度からの実施に向けて拠点の整備・運営に取り組みます。</p>	子育て支援課

(3) こどもの貧困対策の推進

貧困の広がりは、教育や進学の機会を狭めるだけでなく、こどもが育つ環境にも大きな影響を及ぼすため、生活の安定のための経済的支援、教育の支援、保護者の就労支援等を実施します。

事業名	事業内容	課名
児童扶養手当支給	母子家庭・父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
常滑市遺児手当支給	常滑市では、児童が心身ともに健やかに成長するよう母子家庭・父子家庭等に対して、児童扶養手当に加え、市単独制度による常滑市遺児手当を支給します。	子育て支援課
母子・父子家庭医療費支給事業	母子・父子家庭等の保健の向上と福祉の増進を図り、適切な医療を確保することを目的として、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課

事業名	事業内容	課名
ひとり親相談支援	母子・父子自立支援員が離婚、離婚後の生活設計、母子・父子家庭の手当、支援策などについて相談に応じます。	子育て支援課
母子・父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の生活の安定化を図るため、「自立支援教育訓練給付金」、「高等職業訓練促進給付金」を支給します。	子育て支援課
母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等の自立を促進するため、一時的に生活援助等が必要な場合に家庭生活支援員を派遣します。	子育て支援課
児童育成クラブ保育料の減免	ひとり親家庭における児童育成クラブの保育料の減免をします。	子育て支援課
病児・病後児保育事業の利用料の減免 【新規】	ひとり親家庭における病児・病後児保育事業の利用料の減免をします。	子育て支援課
就学援助	生活困窮世帯に小・中学校の給食費や学用品費など学校で必要な費用を援助します。	学校教育課
学習支援	経済的理由など、学習の機会を確保することが困難な家庭の小中学生の学習支援を行います。常滑市では、社会福祉協議会に事業委託して実施します。 ・被保護世帯でこの支援に繋げることが適切と見込まれる方（その保護者）について、注視し、勧奨し、同意が得られれば、繋げます。 ・事業の周知について、ホームページへの掲載や広報への掲載等考えうる手段の活用を検討・実施します。	福祉課
第3子以降保育料・給食費無償化事業 【新規】	中学生以下の子どもを3人以上養育する家庭の第3子以降の保育料・給食費を無償化します。	こども保育課

(4) 障がい児施策の充実

障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援・サービスにつなげていくとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めます。

事業名	事業内容	課名
障害児手当の支給	障がい児に対して、各種手当を支給します。 ・常滑市心身障害者手当 ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当	福祉課 子育て支援課
障害児福祉サービス	障がいのある児童が、在宅生活支援サービスが利用できるように、ホームヘルプやショートステイ、地域生活支援事業の日中一時支援などの利用決定を行います。 また、療育や訓練などを受けることで円滑な地域生活や集団生活が行えるように、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用決定を行います。	福祉課 子育て支援課

事業名	事業内容	課名
親子育児教室事業	保育園等に入園する前の幼児（1歳6か月健診後）で言葉に遅れや発達に遅れなど、育児不安などをもつ親と子どもに対して、保健師や保育士などが『親子育児教室事業』を実施します。参加者の年齢や課題に沿った内容になるよう、教室内容の充実を図ります。	子育て支援課 健康推進課
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を知多圏域内に設置します。	福祉課 子育て支援課

（5）児童の健全育成の環境づくり

子どもの居場所となっている児童館、公園やグラウンド、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、子どもにとってよりよい居場所となるよう充実を図ります。

事業名	事業内容	課名
児童館事業	児童に健全な遊びを与え、健康の増進や情操を豊かにするため、市内に児童館を設置していますが、利用者は児童育成クラブの児童が多数を占めています。今後、児童館で行っている児童育成クラブを小学校内に移行し、また移行に合わせて児童館の在り方や統廃合について検討します。	子育て支援課
子ども会育成事業	児童の健全育成に努めている子ども会及び子ども会連絡協議会へ補助金を支給し、活動を援助します。	子育て支援課
子ども文化教室	小学生を対象に、公民館などで陶芸・自然・遊びなど青少年の関心や興味のある内容の文化活動を体験して、自己の向上に努めます。	生涯学習 スポーツ課
わくわく体験教室	小学生を対象に青少年の関心や興味のある体験を通して、自己の向上に努めていくきっかけとし、さらには自主的・主体的な活動を支援します。	生涯学習 スポーツ課
青少年ボランティア	中学生・高校生を対象とし、ボランティア活動を体験することにより青少年の自主的・主体的な活動を支援します。また夏休みには、お年寄りや障がいのある人に対する理解を深め、福祉についての関心を高められるよう、福祉施設枠でのボランティア体験も実施します。	生涯学習 スポーツ課
えほんであそぼ！たんぽぽ広場	就園前の子どもとその保護者を対象に、子育てネットワーカー等が青海本館児童書コーナーで絵本の読み聞かせや手遊びなどを行います。	生涯学習 スポーツ課
家庭教育学級（幼稚期） 家庭教育セミナー（思春期）	幼児期・思春期の子どもを持った家族や家庭教育に関心のある人を対象に、公民館などで講座・教室を実施します。	生涯学習 スポーツ課

(6) 多様な居場所づくり【新規】

年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験を提供するとともに、外遊びを含むさまざまな遊びやスポーツができる場の提供など、体験や遊びを通じた学びの機会や場づくりを進めています。

事業名	事業内容	課名
児童館事業（再掲）	児童に健全な遊びを与え、健康の増進や情操を豊かにするため、市内に児童館を設置していますが、利用者は児童育成クラブの児童が多数を占めています。今後、児童館で行っている児童育成クラブを小学校内に移設し、また移設に合わせて児童館の在り方や統廃合について検討します。	子育て支援課
児童育成クラブ事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、本市では全ての小学校区で実施しています。 また、小学校の改修工事等に合わせて小学校内への移転を検討するとともに、移転が完了し環境が整った児童育成クラブから順次、民間委託化を進めます。	子育て支援課
児童育成支援拠点事業（再掲） 【新規】	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ります。 複雑かつ複合化しているこどもを取り巻く課題やこどもの個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくり、必要な支援を行うことで、こどもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行うため、令和8年度からの実施に向けて拠点の整備・運営に取り組みます。	子育て支援課
子ども食堂 【新規】	食事の提供や学習支援、遊び場の提供などの取組を行っている実施団体の活動情報を集約し、市民や関係機関への周知をはじめとした広報支援を行います。	子育て支援課
子ども文化教室 (再掲)	小学生を対象に、公民館などで陶芸・自然・遊びなど青少年の関心や興味のある内容の文化活動を体験して、自己の向上に努めます。	生涯学習 スポーツ課
わくわく体験教室 (再掲)	小学生を対象に青少年の関心や興味のある体験を通して、自己の向上に努めていくきっかけとし、さらには自主的・主体的な活動を支援します。	生涯学習 スポーツ課
青少年ボランティア (再掲)	中学生・高校生を対象とし、ボランティア活動を体験することにより青少年の自主的・主体的な活動を支援します。また夏休みには、お年寄りや障がいのある人に対する理解を深め、福祉についての関心を高められるよう、福祉施設枠でのボランティア体験も実施します。	生涯学習 スポーツ課

(7) 子どもの権利の保障【新規】

こども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなに対しても、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行います。

事業名	事業内容	課名
子どもの権利に関する普及啓発	こどもにやさしいまちづくりの実現に向け、子どもの権利条約に関するパンフレット等を窓口や公共施設で配布するなど、周知・啓発に努めます。	子育て支援課
子どもの意見表明・参加の機会の確保	子どもの権利を守るために、こども施策や各事業実施の際には、アンケートやワークショップをはじめとした意見表明・参加の機会を確保し、子どもの意見聴取に努めます。	子育て支援課

3 仕事と子育ての両立支援

(1) 男女の働き方の見直しと多様な働き方の実現

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、共働き・共育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、利用者支援事業等において、適切な助言を行います。

事業名	事業内容	課名
ジェンダー平等の推進	ジェンダー平等を実現し、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けて、「常滑市男女共同参画・性の多様推進指針」を策定し、ジェンダー平等の実現に努めます。	市民協働課
育児休業制度の普及促進	「ワークライフバランスハンドブック」を活用し、育児休業制度の普及を図り、行政機関が率先して休暇の取りやすい職場環境の整備します。	職員課
	母子手帳交付時及びもうすぐ出産プレゼント訪問時に制度のPR・普及に努めます。	健康推進課

(2) ワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発や支援を進めていきます。

事業名	事業内容	課名
病児・病後児保育事業	病気やけがのため家庭で保育できない児童を、小児科医の管理の下に保育士、看護師がいる施設で預かり、保護者の子育てや就労の両立支援を図っています。常滑市では医療法人資恩会の「タキタキッズプラザ」に事業委託し実施します。	子育て支援課
時間外保育事業	保育園8園、認定こども園3園、地域型保育事業所4園の計15園で18時以降の延長保育を実施します。	こども保育課
保育園での一時保育	一時的に家庭での保育ができない児童を、一定期間、緊急・一時的に保護者に代わって、保育園などで1か月につき14日以内で保育します。本市では、保育園6園、認定こども園3園の計9園で実施します。リフレッシュ利用の日数を増やせるかどうかを検討します。一時保育の利用料のキャッシュレス化について他市町の状況を確認し、導入を検討します。	こども保育課

事業名	事業内容	課名
児童育成クラブ事業 (再掲)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、本市では全ての小学校区で実施しています。 また、小学校の改修工事等に合わせて小学校内への移転を検討するとともに、移転が完了し環境が整った児童育成クラブから順次、民間委託化を進めます。	子育て支援課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 【新規】	0歳6か月～満3歳未満の保育園等に通っていない子どもで、就労要件を問わず月一定時間の利用ができる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」を令和8年度から整備します。	こども保育課

1 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためにも、本行動計画を市民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

(1) 多様な主体との連携による推進

本計画は、様々な分野での関わりが必要であり、家庭や地域をはじめ、認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業所、学校、その他関係機関・団体との連携を図り、計画を推進します。

(2) 情報提供・周知

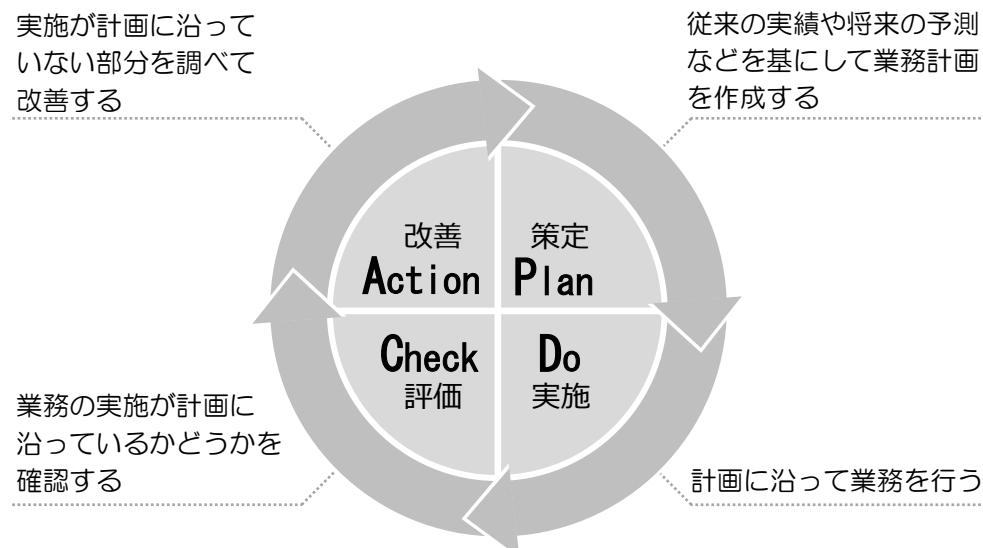
広報とこなめやホームページ等の広報手段を活用し、計画の周知を行います。

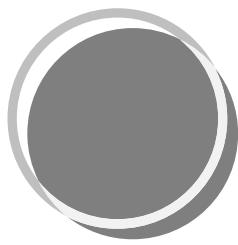
2 計画の進捗・評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。

P D C A サイクルのイメージ





資料編

1 常滑市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、常滑市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項を処理すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第2項に規定する保護者を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども健康部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

2 平成25年度において委嘱した委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成27年6月17日要綱第26号）

この要綱は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月30日要綱第17号）

この要綱は、令和5年3月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月13日要綱第22号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 常滑市子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	摘要
会長	鈴木いづみ	とこなめ子育て支援協議会会长
委員	澤田 知宏	常滑市小中学校PTA連絡協議会会长（令和5年度）
	伊奈 義隆	常滑市小中学校PTA連絡協議会会长（令和6年度）
	知念 美幸	保育園父母の会代表（瀬木保育園）（令和5年度）
	谷川 加織	保育園父母の会代表（瀬木保育園）（令和6年度）
	高津 博丈	常滑市社会福祉協議会事務局長
	鈴木 芳子	民間認定こども園代表（風の丘こども園）
	片山 静佳	民間認定こども園代表（こども園あるこ）
	松原恵美子	民間保育園代表（SAKAI保育園）
	中根美智子	民間幼稚園代表（常滑大和幼稚園）（令和5年度）
	石川 尚之	民間幼稚園代表（常滑大和幼稚園）（令和6年度）
	小林 和美	公立保育園代表園長（瀬木保育園）（令和5年度）
		子育て総合支援センター所長（令和6年度）
	大久保真紀	公立保育園代表園長（瀬木保育園）（令和6年度）
	宮島 修子	子育て総合支援センター所長（令和5年度）
	草水 敬子	児童館長
	鈴木 弘恵	こども健康部健康推進課長

	氏 名	摘要
事務局	相武 真一	こども健康部子育て支援課長
	古川 陽平	こども健康部こども保育課長
	坂田貴未江	こども健康部子育て支援課兼こども保育課指導主事
	柿田 寛之	こども健康部子育て支援課主査
	内藤 充博	こども健康部こども保育課主査

第3期常滑市子ども・子育て支援事業計画とSDGs

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和12年までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために17のゴールとそれを細分化した169のターゲットで構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。本計画においても、SDGsの目標を関連付け、SDGsの推進を図ります。



本計画と関連するゴール



第3期 常滑市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：常滑市こども健康部子育て支援課

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5

T E L : 0569-47-6150

F A X : 0569-35-7879